

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例

解 説

平成 28 年 4 月

岩 手 県

目 次

第1章 総則	
第1条 目的	1
第2条 定義	3
第3条 県の責務	8
第2章 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する施策	
第1節 特定大規模集客施設立地誘導指針	
第4条	9
第2節 特定大規模集客施設の立地の誘導	
第5条 新設の届出	11
第6条 変更の届出等	19
第7条 準隣接市町村	27
第8条 説明会の開催	29
第9条 関係市町村の長等の意見	32
第10条 知事の意見	36
第11条 勧告及び公表	38
第12条 工事着手の制限	42
第3節 地域貢献活動計画の提出等	
第13条 地域貢献活動計画	44
第14条 新設届出者等が配慮すべき事項	46
第15条 実施状況の報告等	47
第3章 岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会	
第16条 設置	49
第17条 組織	50
第18条 会長及び副会長	50
第19条 会議	50
第20条 庶務	50
第21条 会長への委任	50
第4章 雑 則	
第22条 報告の徴収	51
第23条 補 則	52
第5章 罰 則	
第24条	53
第25条	53
附 則	54

付 録

○ 特定大規模集客施設の新設に係る届出の手の流れ	59
○ 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例(平成19年岩手県条例第75号)	60
○ 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例施行規則(平成20年岩手県規則第46号)	72
○ 届出書等様式	78

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、特定大規模集客施設の立地及び当該特定大規模集客施設に係る事業活動が都市及びその周辺の地域の土地の利用形態、社会資本の整備及び地域社会の発展に大きな影響を与えるものであることにかんがみ、広域的な見地による特定大規模集客施設の適切な地域への立地の誘導及び当該特定大規模集客施設の設置者等が行う地域貢献活動の計画の提出等に関して必要な事項を定めることにより、持続可能なまちづくりに寄与し、もって現在及び将来の県民の快適な生活の確保に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、条例全体の解釈の指針となるものである。

人口減少及び超高齢社会の到来、国、地方を通じて今後も厳しい運営が見込まれる財政状況、さらには、地球環境の保全などの今日的課題への対応の必要性等を踏まえると、都市の整備及び都市運営のコストをできる限り抑え、県民誰もが暮らしやすく、エネルギー効率の高い都市構造（土地の利用形態と社会資本の整備）を実現することが必要である。

このような都市構造を実現するためには、都市機能等が適切に拠点に集約され、それぞれの機能拠点が連携した「コンパクトなまちづくり」(拠点集約・連携型の都市構造の構築)を進めることが重要な課題である。

この条例は、特定大規模集客施設が、広域から多数の利用者を集め、その規模や立地場所周辺への追加的な施設集積などにより、短期間で都市及びその周辺地域の都市構造及び地域社会に影響を与える恐れがあることに着目し、その立地が、広域的な見地から適切な地域に行われるように誘導する手続を定めるとともに、その事業活動が、地域社会と適切な調和が図られるように地域貢献活動の計画等の提出及び公表に関する手続を定めるものである。

【内容】

- 1 「土地の利用形態」とは、商業用地、工業用地、農業用地などの土地利用の用途をいう。
- 2 「社会資本の整備」とは、道路、上下水道などの社会資本の新規の整備のみならず、その後の維持及び更新を含んだものをいう。
- 3 「地域社会」とは、地域の大小を問わず、一定の地域の住民、団体、事業者などその地域に関係がある者から成立する社会をいう。
- 4 「大きな影響を与える」とは、特定大規模集客施設はその規模と集客の特性から、広域の土地利用及び社会資本の整備に影響を及ぼす恐れがあること、また、多岐にわたる事業活動から、地域の環境、経済、社会、文化などの多くの分野に影響を与えることをいう。

第1条関係

- 5 「広域的な見地」とは、特定大規模集客施設の立地が、一つの市町村の土地の利用形態などに限らず複数の市町村の土地の利用形態などに影響を与えることを勘案する観点をいう。
- 6 「特定大規模集客施設の設置者等」とは、特定大規模集客施設を設置する者のほか、この施設において事業活動を行う者のことをいう。
- 7 「持続可能なまちづくりに寄与」とは、人口減少及び超高齢社会の到来、将来にわたる財政的制約を踏まえて、多様な主体が様々な施策により行う「持続可能なまちづくり」の一端を担うということである。
(「持続可能なまちづくり」の詳細については、第2条定義(7ページ)を参照のこと。)
- 8 「現在及び将来の県民の快適な生活の確保に資する」とは、特定大規模集客施設の立地誘導制度と地域貢献活動計画等の提出・公表制度を通じて、特定大規模集客施設が多くの県民の利用しやすい地域に立地し、かつ、地域社会との適切な調和を図っていくことにより、県民の暮らしやすい快適な生活の確保に貢献することとなることを述べたものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集客施設 劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する一の建物又は一群の建物として規則で定めるものをいう。
- (2) 特定大規模集客施設 集客施設であつて、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。)の合計が6,000平方メートルを超えるものをいう。
- (3) 地域貢献活動 自発的に行う地域社会に貢献する活動をいう。
- (4) 持続可能なまちづくり 既存の社会資本が有効に活用され、環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる暮らしやすい地域社会を実現し、及び維持するための取組をいう。
- (5) 土地利用関係計画 次に掲げる構想、計画又は方針をいう。
 - ア 市町村が定めるその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想(当該基本構想を具体化するための総合的な計画を含む。)のうち土地利用に関する部分
 - イ 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第7条第1項に規定する都道府県計画、同法第8条第1項に規定する市町村計画又は同法第9条第1項に規定する土地利用基本計画
 - ウ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は同法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針
 - エ 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第9条第14項の規定により公表された同項に規定する認定基本計画
 - オ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項又は第9条第1項に規定する農業振興地域整備計画
 - カ その他規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針
- (6) 立地市町村 特定大規模集客施設の新設(建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更すること(以下「床面積等変更」という。))により特定大規模集客施設となる場合を含む。以下同じ。)をしようとする土地(以下「新設予定地」という。)の所在する市町村をいう。
- (7) 隣接市町村 立地市町村に隣接する市町村をいう。

【趣旨】

本条は、この条例において重要な用語の定義について定めるものである。

【内容】

第1号関係

- 1 集客施設の具体的な施設の例は6ページの表のとおりである。
- 2 「一の建物又は一群の建物」は、特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例施行規則（平成20年岩手県規則第46号。以下「規則」という。）第2条に定めている。

【規則】（抜粋）

（一の建物又は一群の建物）

第2条 条例第2条第1号の一の建物又は一群の建物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物
- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている2以上の建物
- (3) 前号に掲げる建物のほか、2以上の建物が駐車場、私道その他の施設を共用する等一体的な利用に供される場合（当該2以上の建物が公共の用に供される道路で幅員9メートル以上のもの（幅員2メートル以上の歩道が設けられているものに限る。）によって隔てられている場合を除く。）における当該2以上の建物

規則第2条第3号は、第2号に掲げる2以上の建物以外にも、共同駐車場等を有し、一体的な利用に供されると認められる2以上の建物があるときは、一定の幅員等が確保された公共の用に供する道路によって隔てられていない限り、一群の建物として取り扱うことを述べたものである。

例えば、ショッピングモールのように、店舗等を複数棟建築し、駐車場等の施設を共用することにより一体的な利用が見込まれる場合は、該当する店舗等全てを一群の建物として取り扱うこととなる。

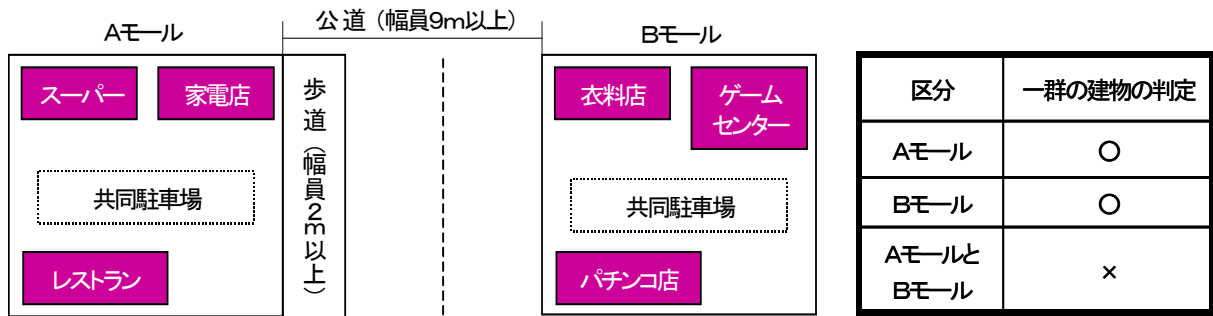
一体的な利用に供されるかどうかの判断は、駐車場、私道その他の施設を共用するもののほか、次の事項を総合的に勘案して判断する。

- ・ 施設名称、販売促進活動等PRの状況など施設の運営に関する事項
- ・ 施設開設のための各種許認可等に係る事前協議、申請等の状況に関する事項
- ・ 土地の売買又は貸借契約等に関する事項

したがって、複数棟の集客施設が公共の用に供する道路（以下「公道」という。）によって隔てられている場合（2m以上の幅員の歩道（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第1号に規定する歩道及び同条第3号に規定する自転車歩行者道をいう。）の設置を伴う全体の幅員が9m以上の公道で隔てられている場合を除く。）であっても、一体的な利用に供されるとみなされるものは、一群の建物として取り扱うこととなる。

なお、公道かどうかは、管理権の所在を主として、特定大規模集客施設を利用する者以外の通行者が相当数を占め、特定大規模集客施設の営業時間以外も通行可能であるものかどうか等から判断することとなる。

第2条関係



第2号関係

1 「その用途に供する部分」とは、店舗、飲食店などの集客施設の用途として使用される部分及びその用途の機能を果たすにあたって用途上不可分な部分をいう。

したがって、売場など用途に使用される部分のほか、通路、バックヤード、荷さばき施設、廃棄物等保管施設、集客施設運営のための事務室、トイレ、厨房などが含まれることとなる。

なお、集客施設に附属する駐車場は、集客施設に該当しないため含まれないこととなる。

2 「床面積」とは、建築基準法施行令に規定する建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。

3 特定大規模集客施設を「床面積の合計が6,000㎡を超えるもの」としたのは、過去の大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項に基づく新設届出を分析し、集客施設の立地が複数の市町村に影響を及ぼすと考えられる距離（5km）以上を商圈範囲とする店舗の規模を基に、要件を設定したものである。

【集客施設に該当するもの】

用途	具体的な施設の例	備考
劇場 映画館 演芸場 観覧場	音楽ホール、演劇ホール、多目的ホール 映画館（シネマコンプレックスを含む。） 寄席等の演芸場 客席のある総合体育館、スタジアム（屋外観覧場を含む。）	客席部分のみを算入する。
店舗	物販店舗、サービス店舗（銀行のATM、クリーニング店を含む。）	売場等のほか、通路、バックヤード等を含む。 ただし、駐車場は含まない。
飲食店	レストラン、喫茶店	
展示場	イベント施設、メッセ	
遊技場	マーチャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、アミューズメント施設、大規模テーマパーク、カラオケボックス	
勝馬投票券発売所	競馬の券売場	
場外車券売場	競輪、オートレースの競走場外の券売場	
場内車券売場	競輪、オートレースの競走場内の券売場	
勝舟投票券発売所	競艇の券売場	

【集客施設に該当しないものの例】

用途の例	備考
ホテル、旅館	
病院、診療所	クリニックを含む。
学校、図書館、博物館、美術館	
体育館、水泳場、ボーリング場、ゴルフ練習場	ただし、客席を設けているものは、観覧場として取り扱う。
学習塾、華道教室、囲碁教室、英会話教室	
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール	
事務所	

第3号関係

「自発的に行う」とは、活動主体が自主的及び積極的に行うことをいう。

近年、企業がその活動の基盤とする社会との関わりにおいて負う責任、いわゆる「企業の社会的責任」に基づく取組みが重要視されてくる中で、特定大規模集客施設の設置者等の取組みの自主性と多様性を尊重しながら、地域貢献活動の計画の提出と公表の制度を設けることにより地域社会における関係主体の相互理解と活動の調和を図ろうとするものである。

第4号関係

- 1 「既存の社会資本が有効に活用され」とは、人口減少及び国・地方を通じて今後も厳しい運営が見込まれる財政状況などを踏まえ、都市運営のコストや追加的投資の低減を進めるために、新たな社会資本の整備を可能な限り抑えるとともに、既存の社会資本を維持又は更新しながら効率的に利用することをいう。

- 2 「環境への負荷」とは、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成10年岩手県条例第22号）第2条第2項に規定する「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」をいう。
したがって、「環境への負荷が少なく」とは、例えば、自然環境に影響を及ぼす大規模な開発を抑えること、二酸化炭素削減のため自動車に過度に依存しない土地の利用形態を構築することなどが挙げられる。

- 3 「持続的に発展することができる」とは、地域の環境、経済、社会、文化などにおいて、将来にわたりその質及び快適性を維持し、又は向上させることができることをいう。

第5号関係

- 1 アの「当該基本構想を具体化するための総合的な計画」とは、各市町村において作成される基本構想に付随する基本計画及び実施計画などのことをいう。

- 2 カの「その他規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針」とは、規則第3条で定めている。

【規則】（抜粋）

（土地利用に関する構想、計画又は方針）

第3条 条例第2条第5号カの規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画及び同法第10条の5に規定する市町村森林整備計画とする。

(県の責務)

第3条 県は、特定大規模集客施設の適切な地域への立地を広域的な見地により誘導し、及びその設置者等が行う地域貢献活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、市町村との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県の責務について定めるものである。

【内容】

第1項関係

県は、本条例に定める特定大規模集客施設の立地誘導制度及びその設置者等が行う地域貢献活動の計画等の提出及び公表制度に加え、適切な地域への立地の誘導や地域貢献活動を促進していくための措置を講ずるよう定めるものである。

第2項関係

第1項の措置を講ずるためには、基礎的自治体である市町村との連携が必要かつ重要である。

市町村は都市計画等の土地利用関係の権限をはじめとして様々な権限を有していることから、県が適切な地域への立地誘導や地域貢献活動の促進に係る必要な措置を講ずるに当たっては市町村と十分な連携を図っていくこととしたものである。

第2章 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する施策

第1節 特定大規模集客施設立地誘導指針

第4条 知事は、特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する指針（以下「特定大規模集客施設立地誘導指針」という。）を定めなければならない。

2 特定大規模集客施設立地誘導指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 特定大規模集客施設の適切な地域への立地の誘導に関する基本的な事項
- (2) 特定大規模集客施設の立地を誘導する地域及び抑制する地域に関する事項
- (3) その他特定大規模集客施設の適切な地域への立地を誘導するために必要な事項

3 知事は、特定大規模集客施設立地誘導指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、特定大規模集客施設立地誘導指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、特定大規模集客施設立地誘導指針の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、知事が「特定大規模集客施設立地誘導指針」（以下「指針」という。）を策定しなければならないことについて定めるものである。

【内容】

第3項関係

指針は、特定大規模集客施設の立地の誘導に関する重要な事項を定めるものであるため、広く県民の意見を反映できるような措置を講ずることにより、透明性の高いものとしなければならない。また、学識経験者の専門的な意見を求め、多角的な検討が必要とされることから、指針策定に当たっては、審議会の意見を聴かななければならないことを定めるものである。

第4項関係

指針は、特定大規模集客施設の設置者が立地計画を立案する際の指針であり、かつ、市町村及び住民等が本条例に基づき意見を述べる際の指針となることから、特定大規模集客施設の設置者等をはじめ、県民、事業者、団体及び市町村に広く周知しなければならない。

したがって、指針策定後に遅滞なく公表することを定め、上記関係者等に特定大規模集客施設の適切な地域への立地の誘導に協力を得ようとするものである。

なお、公表方法は規則第4条に定めている。

第4条関係

【規則】（抜粋）

（特定大規模集客施設立地誘導指針の公表）

第4条 条例第4条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定大規模集客施設立地誘導指針の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

第5項関係

本項は、指針を変更するときも、指針策定時と同様に県民の意見を反映させることができるような措置、審議会の意見聴取及び変更内容の公表をすることを定めるものである。

第2節 特定大規模集客施設の立地の誘導

(新設の届出)

第5条 特定大規模集客施設の新設をする者（集客施設以外の用途に供し、又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、集客施設の用途に供し、又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（床面積等変更により特定大規模集客施設となる場合であって、当該床面積等変更が規則で定める軽微な変更（以下「軽微な床面積等変更」という。）に該当するときは、第1号から第9号までに掲げる事項）を知事に書面により届け出なければならない。

- (1) 特定大規模集客施設の設置をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定大規模集客施設の名称
- (3) 新設予定地の所在地及びその敷地（特定大規模集客施設の敷地及び当該特定大規模集客施設に附属する規則で定める施設の敷地（当該特定大規模集客施設の敷地に含まれる場合を除く。）をいう。）の面積
- (4) 特定大規模集客施設の用途
- (5) 特定大規模集客施設の床面積の合計
- (6) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）
- (7) 新設予定地の用途地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。）
- (8) 新設予定地の開発行為（土地の区画形質の変更をいう。）及び特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築、増築若しくは改築又は集客施設への用途の変更の着手予定日
- (9) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日
- (10) 特定大規模集客施設の1日、1月又は1年当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域（当該特定大規模集客施設の利用が見込まれる者の居住する区域をいう。以下同じ。）並びにそれらの算出根拠
- (11) 新設予定地を選定した理由

2 前項の規定による届出（軽微な床面積等変更に係るものを除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

- (1) 前項の規定による届出の内容の特定大規模集客施設立地誘導指針並びに県及び立地市町村の土地利用関係計画に対する適合性
- (2) 前項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設が集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）の土地利用関係計画の実現に与える影響の有無及びその内容

- (3) 新設予定地の周辺の交通機関の状況並びに集客予定区域の所在する市町村の庁舎及び当該市町村の主要な駅から特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況
 - (4) 地域貢献活動に係る計画の概要
 - (5) その他規則で定める事項
- 3 第1項の規定による届出は、特定大規模集客施設の新設が次に掲げる法令の規定による確認若しくは許可又は届出を要するものであるときは、当該確認若しくは許可に係る申請又は当該届出に先立って行うよう努めなければならない。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認
 - (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可
 - (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）第3条第1項若しくは第10条第1項の規定による届出
 - (4) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
- 4 知事は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その概要を告示するとともに、同項及び第2項に規定する書面を当該告示の日の翌日から起算して2月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 知事は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る立地市町村及び隣接市町村の長にその旨を通知するとともに、同項及び第2項に規定する書面の写しを送付しなければならない。
- 6 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合については、適用しない。
- (1) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業の施行に伴い特定大規模集客施設の新設をする場合
 - (2) 新設予定地が次に掲げる要件の全てに該当する場合
 - ア 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域内又は近隣商業地域内にあること。
 - イ 人口及び都市機能の集積等が認められる区域を含む別表に定める市町村の区域内にあること。
 - ウ 認定中心市街地（中心市街地活性化法第16条第1項に規定する認定中心市街地をいう。以下この号において同じ。）又は第二種大規模小売店舗立地法特例区域（中心市街地活性化法第65条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域をいい、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の存する市町村内に認定中心市街地がある場合を除く。）の区域内にあること。
 - (3) 国、地方公共団体その他規則で定める団体が、特定大規模集客施設の新設をする場合

【趣旨】

本条は、特定大規模集客施設の新設をする場合に必要となる届出及び届出後に知事が行う手続等について定めるものである。

【内容】

第1項関係

1 「新設」には、建物を新築して床面積が6,000㎡を超える場合のほか、既存の建物の増築、改築又は用途の変更により床面積が6,000㎡を超えることとなる場合もこれに含まれる。

なお、特定大規模集客施設であった建物の再利用、いわゆる空き店舗等の利用については、新築にも、増築にも、改築にも該当せず、更には用途の変更にも当たらない場合に限り、すなわち、もともと特定大規模集客施設の用途に供されていた部分を増築や改築、用途変更により増床することもなく、そのまま再利用する形で特定大規模集客施設とする場合には、新設にはならないこととなる。

一方、工場等、もともとは大規模集客施設の用途でない建物を再利用し、特定大規模集客施設とする場合にあっては、用途変更による新設に該当するため、例え、増築、改築を伴わないで既存建物を再利用する場合であっても新設の届出が必要となる。

新 築：新たに建築物を造ることをいい、改築に該当する場合を除く。
増 築：既存の建築物の床面積を増加させることをいい、改築に該当する場合を除く。
改 築：建築物の全部若しくは一部を除却し、又は建築物の全部若しくは一部が災害によって滅失した後、引き続き同一敷地内において用途、規模及び構造の著しく異なる建築物又はその部分を造ることをいう。
用途変更：集客施設以外の用途に供していた既存の建築物を集客施設の用途に供することをいう。

「新設をする者」とは、当該建物の所有者をいい、賃借権、使用貸借権を有する者などは含まない。

「集客施設以外の用途に供し、又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くもの」とは、集客施設と集客施設以外の施設が一体となって建てられた場合（例えば、低層階がデパートで、高層階がマンションのような建物）、建物内において自分の所有に係る部分に集客施設がない者（マンション所有者など）は「新設する者」には含まれないことをいい、新設届出の必要はない。

また、「集客施設の用途に供し、又は供させるためその建築物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。」とあるのは、例えば一群の建物として認められる複数棟の集客施設に複数の設置者がいる場合、一方の設置者の施設が増築することによって、特定大規模集客施設となる場合には、この設置者のみならず、増築しなかった他方の設置者も特定大規模集客施設を新設する者として含まれることをいう。

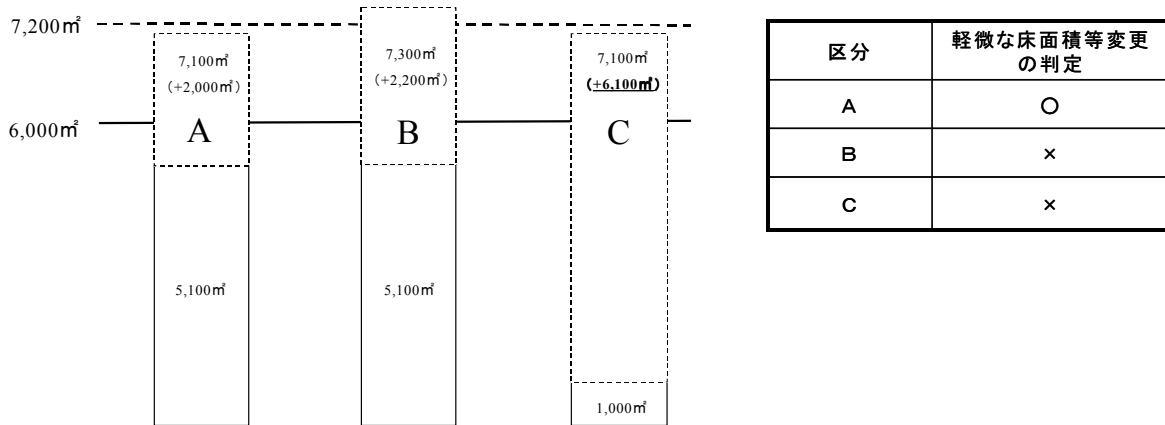
第5条関係

2 「軽微な床面積等変更」とは、増築又は用途を変更する等により特定大規模集客施設となる場合であって、変更後の特定大規模集客施設の床面積の合計が7,200㎡以下であり、かつ、その変更により増加する集客施設の用途に係る床面積の合計が6,000㎡以下のものをいう（規則第6条）。

7,200㎡以下というのは、特定大規模集客施設の床面積の要件のラインである6,000㎡の1.2倍以下ということである。

1.2倍以下は、条例施行時に既にある特定大規模集客施設等が増築等により床面積を増加する場合に軽微な変更として届出を不要とする要件の一つであることから、この要件との均衡を図ったものである。

なお、軽微な床面積等変更による新設の届出の場合は、届出事項の一部が省略されるほか、本条第2項から第5項までの規定が適用されないため、新設届出の告示及び立地市町村等への新設届出書の写しの送付が行われないことから、その後の手続に関する規定（説明会の開催、関係市町村等の長及び住民等の意見、知事の意見など）も適用されないこととなる。



【規則】（抜粋）

（軽微な床面積等変更）

第6条 条例第5条第1項の規則で定める軽微な変更は、当該変更後の特定大規模集客施設の床面積の合計が7,200平方メートル以下となり、かつ、当該変更により増加させる床面積が6,000平方メートル以下となるものとする。

3 第6号の特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積とは、集客施設以外の用途の施設を含んだ建物全体の延べ面積をいう。

- 4 新設届出書の様式（78・79ページ参照）及び添付書類は規則第5条に、特定大規模集客施設の敷地面積に計上する附属施設は規則第7条に、添付書面（80～82ページ参照）に記載するその他の事項は規則第8条に、それぞれ定めている。

【規則】（抜粋）

（特定大規模集客施設新設届出書）

第5条 条例第5条第1項の規定による届出は、別に定める様式による特定大規模集客施設新設届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
- (2) 新設予定地（条例第2条第6号の新設予定地をいう。以下同じ。）の周辺の市町村の位置を明らかにした地図
- (3) 新設予定地及びその周辺の土地の利用の現況を明らかにした地図
- (4) 特定大規模集客施設（条例第2条第2号に規定する特定大規模集客施設をいう。以下同じ。）の新設に係る敷地、建物及び第7条に規定する施設の位置を明らかにした地図
- (5) 特定大規模集客施設の新設に係る建物内で集客施設（条例第2条第1号に規定する集客施設をいう。以下同じ。）の用途に供される部分の配置及び床面積（条例第2条第2号に規定する床面積をいう。以下同じ。）を明らかにした図面
- (6) 集客予定区域（条例第5条第1項第10号に規定する集客予定区域をいう。以下同じ。）を明らかにした地図

第6条 [略]

（附属施設）

第7条 条例第5条第1項第3号の規則で定める施設は、駐車場及び駐輪場とする。

（新設の届出の添付書面）

第8条 条例第5条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 新設予定地の現況及び法令等による土地の利用の規制の状況
- (2) 特定大規模集客施設の棟数、階数及び駐車場収容台数
- (3) 特定大規模集客施設において行われる事業の種類
- (4) 集客施設以外の用途の概要

第2項関係

1 第1号に規定する「県（中略）の土地利用関係計画」とは、第2条第5号及び規則第3条の土地利用関係計画のうち、県が策定する次のものをいう。

- ・ 国土利用計画法第7条第1項に規定する都道府県計画及び同法第9条第1項に規定する土地利用基本計画
- ・ 都市計画法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律第9条第1項に規定する農業振興地域整備計画
- ・ 森林法第5条に規定する地域森林計画

第5条関係

- 2 第1号及び第2号に規定する「立地市町村の土地利用関係計画」及び「集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）の土地利用関係計画」とは、第2条第5号及び規則第3条の土地利用関係計画のうち、市町村が策定する次のものをいう。
- ・ 市町村が定めるその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（当該基本構想を具体化するための総合的な計画を含む。）のうち土地利用に関する部分
 - ・ 国土利用計画法第8条第1項に規定する市町村計画
 - ・ 都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針
 - ・ 中心市街地の活性化に関する法律第9条第14項の規定により公表された同項に規定する認定基本計画
 - ・ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画
 - ・ 森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画
- 3 「新設予定地の周辺の交通機関の状況」とは、新設の届出に係る特定大規模集客施設の近隣の駅、バス停留所等の位置及び列車、バスなどの運行状況をいう。
- 4 「集客予定区域の所在する市町村の庁舎及び当該市町村の主要な駅から特定大規模集客施設に到達するための交通手段」とは、新設届出に係る特定大規模集客施設の集客予定区域の所在する市町村の主たる庁舎及びこれらの市町村において利用が見込まれる駅から特定大規模集客施設までの交通手段の状況をいう。
- 5 本項の記載事項に係る添付書面様式は、80ページから82ページまでを参照のこと。

第3項関係

本項は、この条例では、特定大規模集客施設を広域的な見地から適切な地域へ立地誘導するため、県が、土地利用の観点から意見等を述べるものであることから、条例の最終後に特定大規模集客施設の立地に関する次の法令の許可等の申請等を行うよう努めることを定めるものである。

- ・ 建築基準法に基づく建築確認の申請
（指定確認検査機関への建築確認の申込みを含む。）
- ・ 森林法に基づく開発許可の申請
- ・ 農地法に基づく農地の転用の許可又は農地等の転用のための権利移動の許可
（市街化区域内にある農地を転用する場合の届出又は同区域内にある農地等の転用のための権利移動の届出を含む。）
- ・ 都市計画法に基づく開発許可の申請

この規定は、本条例に基づく知事の意見・勧告により届出者が特定大規模集客施設の立地計画を見直す場合に、上記法令の許可等の手続の手戻りが生じる可能性があることから、それを防ぐ趣旨も含まれている。

第4項関係

新設届出の告示内容は規則第9条に、縦覧場所は規則第10条に定めている。

【規則】（抜粋）

（新設の届出の告示）

第9条 条例第5条第4項（条例第6条第4項及び第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 条例第5条第1項第1号から第9号までに掲げる事項
- （2） 条例第5条第1項第10号に掲げる事項のうち特定大規模集客施設の1日、1月又は1年当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域

（縦覧の場所）

第10条 条例第5条第4項、第8条第6項、第9条第4項、第10条第3項及び第5項並びに第11条第6項の規定により報告を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- （1） 県の庁舎その他の県の施設
- （2） 関係市町村（条例第8条第4項の関係市町村をいう。以下同じ。）の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- （3） 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設

第6項関係

1 第1号の規定による都市再開発法第2条第1号に規定する市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため実施されるものであり、本条例の目的に沿った事業であること、また、その事業の区域を都市計画で決定するものであることから、決定手続において住民等の意見聴取を行うなど住民、市町村及び県が関与し、本条例の立地誘導手続に近い形で意見形成が図られるものであることにより、新設届出の適用を除外するものである。

2 第2号の規定による区域における新設は、持続可能なまちづくりへの寄与の見地から、特定大規模集客施設が立地する最も適切な地域としている区域であることから、次の3種類の立地にすべてあてはまる場合に、新設の届出の適用を除外するものである。

第1に、特定大規模集客施設は、その中核をなす機能が「商業機能」や「サービス機能」であることから、市町村が都市計画でこれらの機能の立地及び集積を図ろうとしている都市計画法上の商業地域又は近隣商業地域への立地が適切であること。

第2に、特定大規模集客施設は、広域における拠点施設となり得る施設であることから、広域拠点性のある地域を有する条例別表に定める市への立地が適切であること。

別表（第5条関係）

盛岡市	宮古市	大船渡市	花巻市	北上市	久慈市	遠野市	一関市	釜石市
二戸市	奥州市							

第3に、持続可能なまちづくりを進める観点から、社会資本、公共交通のアクセスが整備され、特定大規模集客施設を含めた都市機能の集積が進んでいる場所である中心市街地区域（認定中心市街地又は第二種大規模小売店舗立地法特例区域）への立地が適切であること。

以上、3つの区域が重なる場所を最適地として、適用を除外するものである。

- 3 国又は地方公共団体その他規則で定める団体が新設する場合は、立地に関して公共の目的から長期間の設置を考慮すること、自らの土地利用関係計画を考慮すること、議会を通じて間接的に施設設置に係る住民参画の機会があること等から、適用を除外するものである。

「その他規則で定める団体」とは、国、地方公共団体に準ずる団体として、規則第11条に定めている。

【規則】（抜粋）

（新設の届出を要しない団体）

第11条 条例第5条第6項第3号並びに附則第7項及び第8項の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- （1） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- （2） 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- （3） 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(変更の届出等)

第6条 前条第1項の規定による届出(以下「新設届出」という。)をした者(特定大規模集客施設の設置をする者を変更した場合にあっては、変更後の者。以下「新設届出者」という。)は、当該新設届出に係る同項第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に書面により届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 新設届出者は、当該新設届出に係る特定大規模集客施設において営業を開始する日までの間に、当該新設届出に係る前条第1項第1号から第9号までに掲げる事項の変更(同項第5号に掲げる事項の変更にあつては、前項ただし書の規則で定める軽微な変更に限る。)をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に書面により届け出なければならない。

3 新設届出者は、当該新設届出に係る特定大規模集客施設について、これを新設しないこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に書面により届け出なければならない。第1項の規定による届出(以下「変更届出」という。)をした者(特定大規模集客施設の設置をする者を変更した場合にあっては、変更後の者。以下「変更届出者」という。)が当該変更届出に係る特定大規模集客施設について、当該変更届出に係る変更をしないこととしたときも、同様とする。

4 前条第2項から第5項までの規定は、変更届出について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「新設が」とあるのは、「第6条第1項の規定による届出に係る変更が」と読み替えるものとする。

5 前条第4項及び第5項の規定は、第2項及び第3項の規定による届出(当該届出が軽微な床面積等変更に係る届出に係るものである場合を除く。)について準用する。

【趣旨】

本条は、特定大規模集客施設の新設の届出をした者が届出事項を変更する場合に必要な変更の届出及び新設しない場合における廃止の届出等について定めるものである。

本条第1項は、軽微な変更以外の変更(以下「重要な変更」という。)をするときの届出について、第2項は軽微な変更をするときの届出について、第3項は、新設等の廃止をするときの届出について、第4項及び第5項は、第1項から第3項までの届出における新設届出に関する規定の準用について、それぞれ定めている。

【内容】

第1項関係

1 新設届出者は、軽微な変更以外の変更(以下「重要な変更」という。)をするときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

なお、本項において「特定大規模集客施設の設置をする者を変更した場合にあっては、変更後の者。」と規定していることから、新設の届出をしていない者であっても、特定大規模集客施設を譲渡された等により設置者となった場合は、重要な変更をするときは届け出なければならない。

2 重要な変更は、規則第13条に定める軽微な変更以外の変更をいうことから、次のとおり整理されるが、床面積を増加させる場合は、当該集客施設に係る新設届出が一般新設届出であったか、軽微な床面積等変更による新設届出であったかによって要件が異なる。

◇ 床面積の減少（床面積が6,000㎡以下となるものに限る。規則第13条第1号）

床面積を6,000㎡以下とすることにより本条例の対象外となる内容の変更を重要な変更としているのは、本条例の対象となる大規模集客施設を把握しておくためである。

◇ 床面積の増加

● 一般新設届出後の場合

「一般新設届出」とは、軽微な床面積等変更に係る新設届出以外の新設届出をいう。一般新設届出を行う必要があるのは、次の場合等により特定大規模集客施設を新設するときである。

① 新築による場合

② 床面積等変更により変更後の床面積の合計が7,200㎡を超える場合

③ 床面積等変更により増加する分の床面積が6,000㎡を超える場合

一般新設届出後に行う重要な変更の要件は、増加する床面積が当初の床面積の0.2倍又は6,000㎡のいずれか小さい方を超えるものとなる。（規則第13条第2号ア）

● 軽微な床面積等変更による新設届出後の場合

軽微な床面積等変更による新設届出を行う必要があるのは、増築等に伴う床面積等変更により変更後の床面積の合計が7,200㎡以下となり、かつ、増加する分の床面積が6,000㎡以下となる場合により特定大規模集客施設の新設をするときである。

軽微な床面積等変更による新設届出後に行う重要な変更の要件は、重要な変更による増加後の床面積全体が7,200㎡を超えるもの、又は当初の軽微な床面積等変更により増加した面積と重要な変更により増加する面積の合計が6,000㎡を超えるものとなる。（規則第13条第2号イ）

例えば、5,000㎡の集客施設が増築により7,000㎡になるため、軽微な床面積等変更による新設届出を行ったが、さらに1,000㎡を増築する場合は、増加後の床面積全体が8,000㎡となり、7,200㎡を超えることとなるので、重要な変更の届出が必要である。

なお、重要な変更の届出の手続が終了した後に、さらに重要な変更をしようとする際は、一般新設届出後の場合と同様の手続が必要となる。

【規則】（抜粋）

（軽微な変更）

第13条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 特定大規模集客施設の床面積を減少させるもの（当該減少させた後の特定大規模集客施設の床面積が6,000平方メートル以下となるものを除く。）

(2) 特定大規模集客施設の床面積を増加させるものであって、当該増加させた後の特定大規模集客施設の床面積の合計が次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定めるもの

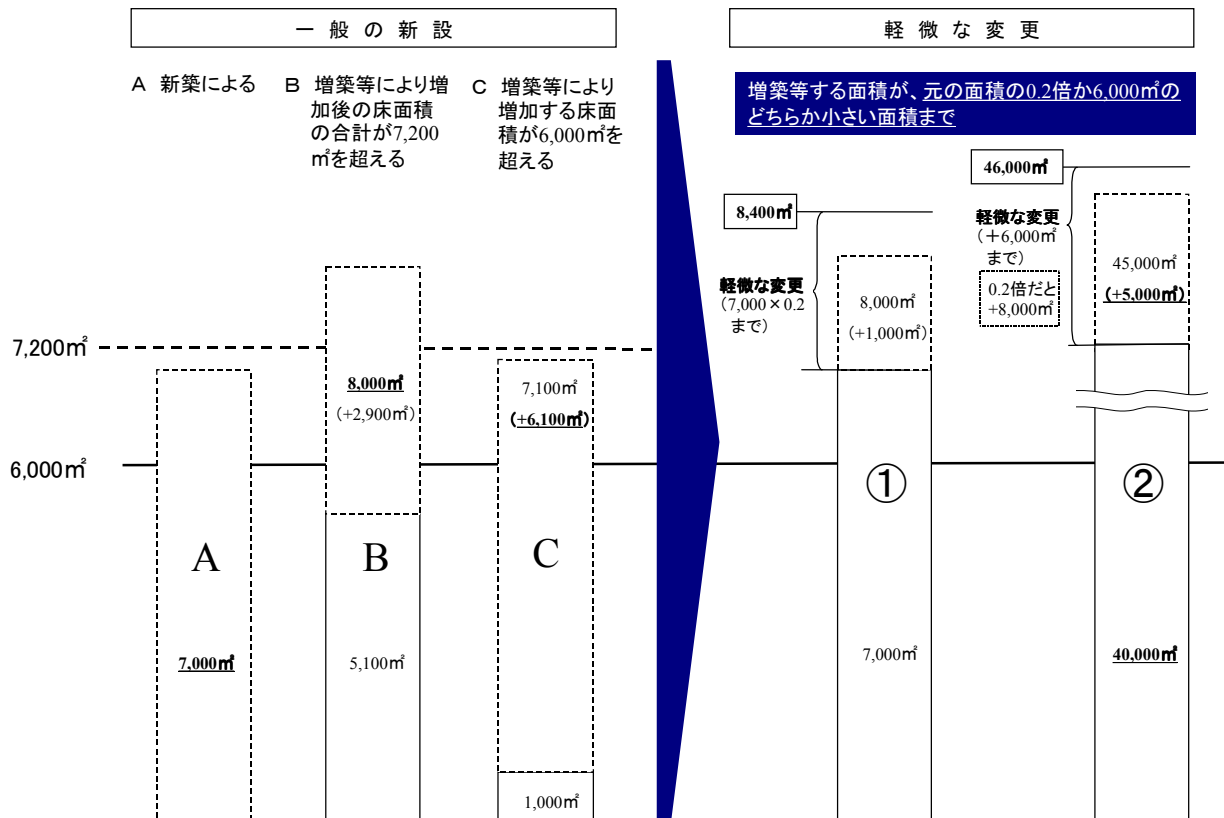
ア 条例第5条第1項の規定による届出（同項の軽微な床面積等変更（以下「軽微な床面積等変更」という。）に係るものを除く。以下「一般新設届出」という。）をしている場合であって、条例第6条第1項の規定による届出をしていないとき 一般新設届出に係る床面積の合計に100分の20を乗じて得た面積又は6,000平方メートルのいずれか小さい面積を、当該一般新設届出に係る床面積の合計に加えた面積以下のもの

イ 軽微な床面積等変更に係る届出をしている場合であって、条例第6条第1項の規定による届出をしていないとき 当該増加させた後の特定大規模集客施設の床面積の合計が7,200平方メートル以下であり、かつ、当該増加させた床面積に当該軽微な床面積等変更に係る届出により増加させた床面積を加えたものが6,000平方メートル以下のもの

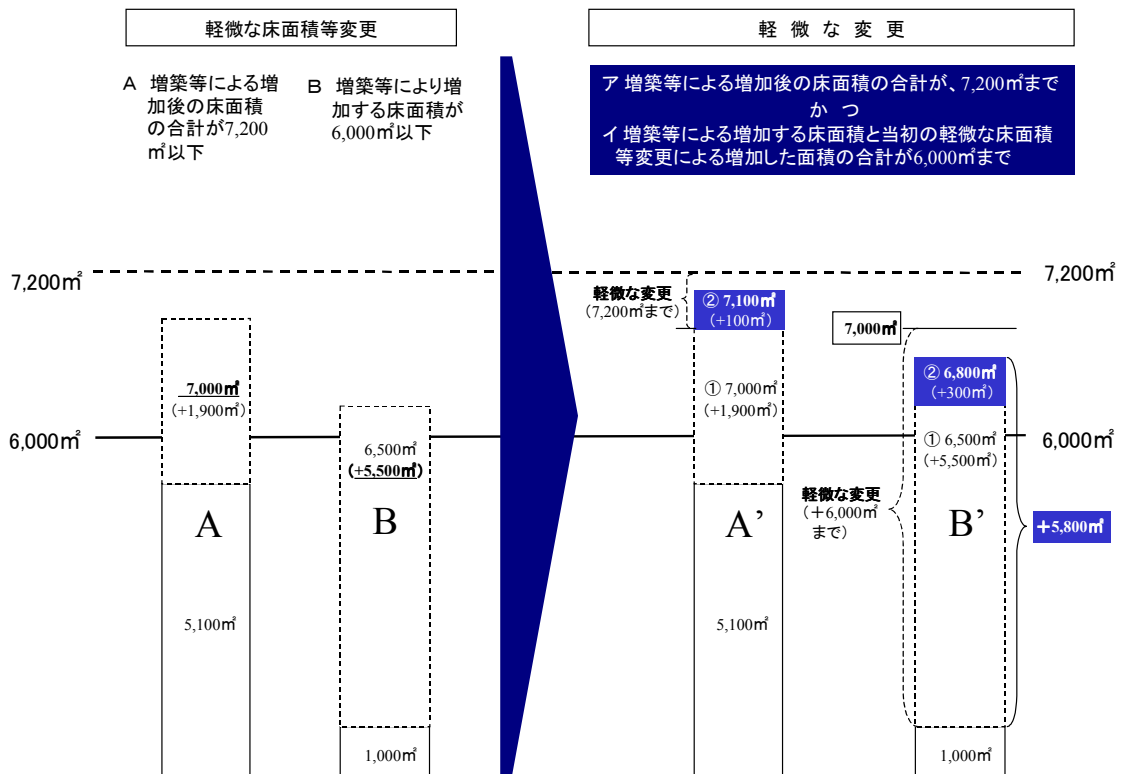
ウ 条例第6条第1項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積を増加させた後の特定大規模集客施設の床面積（以下「変更届出後の特定大規模集客施設の床面積」という。）の合計に100分の20を乗じて得た面積又は6,000平方メートルのいずれか小さい面積を、当該変更届出後の特定大規模集客施設の床面積の合計に加えた面積以下のもの

軽微な変更について

1 一般新設届出後の場合



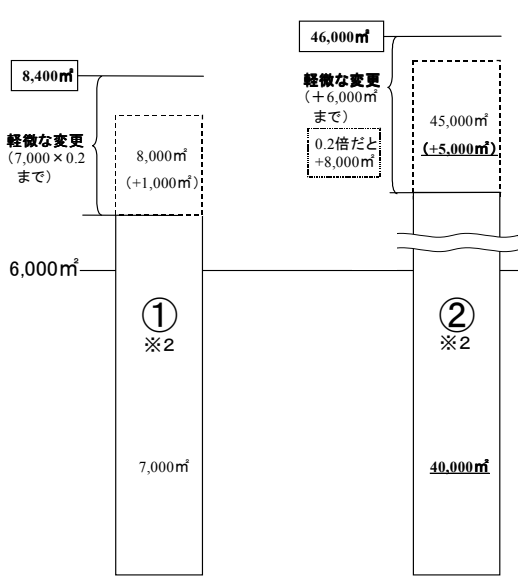
2 軽微な床面積等変更に係る届出後の場合



3 条例第6条第1項の届出(※1)をしている場合

軽微な変更の考え方は、一般新設届出の軽微な変更の考え方と同様であること。

増築等する面積が、元の面積の0.2倍か6,000㎡のどちらか小さい面積まで



※1 条例第6条第1項の届出とは、軽微な変更以外の変更に係る届出であり、一般新設届出と同様の手続を行う必要があること。
(告示・縦覧、説明会の開催、市町村・住民等意見、県の意見・勧告等)
※2 ①と②の床面積は、条例第6条第1項の届出後の全体の床面積であること。

- 3 新設届出者においては、新設届出を行った一の特定大規模集客施設について、この新設届出に係る手続が終了する前に重要な変更をしようとする、当初の新設届出に係る手続と重要な変更に係る手続をそれぞれ行う必要があるため、関係市町村及び住民等がそれぞれの届出内容を判別して意見を述べるのが困難となる。

したがって、第3項の規定による新設を廃止する届出を行ったうえで、条例第5条第1項の規定による新設届出を行うことが望ましい。

- 4 重要変更届出書の様式（78・79ページ参照）及び添付書類は、規則第12条第1項第1号及び第2項で定めている。

【規則】（抜粋）

（特定大規模集客施設の変更等の届出書）

第12条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 条例第6条第1項の規定による届出 別に定める様式による特定大規模集客施設重要変更届出書
- (2) 条例第6条第2項の規定による届出 別に定める様式による特定大規模集客施設軽微変更届出書
- (3) 条例第6条第3項の規定による届出 別に定める様式による特定大規模集客施設新設等廃止届出書

- 2 前項第1号及び第2号の届出書には、第5条第2項各号に掲げる書類又は図面のうち変更のあった事項に関する書類又は図面を添付しなければならない。

第2項関係

- 1 新設届出者は、特定大規模集客施設において営業を開始する日までに、次に掲げる第5条第1項第1号から第9号の事項を変更したときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。ただし、第5号に関しては軽微な変更に限るとし、規則第13条で軽微な変更の要件を定めている。

なお、第1項と同様に新設の届出をしていない者であっても、届出に係る特定大規模集客施設の新設をする権利を譲渡された等の者は、軽微な変更をするときは届け出なければならない。

第1号 特定大規模集客施設の設置をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更

第2号 特定大規模集客施設の名称の変更

第3号 新設予定地の所在地及びその敷地（特定大規模集客施設の敷地及びこれに附属する規則で定める施設の敷地（当該特定大規模集客施設の敷地に含まれる場合を除く。）をいう。）の面積の変更

第4号 特定大規模集客施設の用途の変更

第5号 特定大規模集客施設の床面積の合計の変更（規則第13条で定める軽微な変更に限る。）

第6号 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積の変更

第7号 新設予定地の用途地域の変更

第8号 新設予定地の開発行為及び特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築、増築若しくは改築又は集客施設への用途の変更の着手予定日の変更

第9号 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日の変更

第3号の新設予定地の所在地の変更は、区画整理等による形式的な地番等の変更をいい、全く別の場所に所在地を変更する場合は、別途、新設届出が必要となる。

2 軽微な変更とは、規則第13条に定めており、次のとおり整理されるが、床面積を増加させる場合は、当該集客施設に係る新設届出が一般新設届出であったか、軽微な床面積等変更による新設届出であったかによって要件が異なる。

◇ 床面積の減少（床面積が6,000㎡以下となるものを除く。規則第13条第1号）

◇ 床面積の増加

● 一般新設届出後の場合

「一般新設届出」とは、軽微な床面積等変更に係る新設届出以外の新設届出をいう。一般新設届出を行う必要があるのは、次の場合等により特定大規模集客施設を新設するときである。

① 新築による場合

② 床面積等変更により変更後の床面積の合計が7,200㎡を超える場合

③ 床面積等変更により増加する分の床面積が6,000㎡を超える場合

一般の新設届出後に行う軽微な変更の要件は、増加する床面積が当初の床面積の0.2倍又は6,000㎡のいずれか小さい方を超えないものとなる。

● 軽微な床面積等変更による新設届出後の場合

軽微な床面積等変更による新設届出を行う必要があるのは、増築等に伴う床面積等変更により変更後の床面積の合計が7,200㎡以下となり、かつ、増加する分の床面積が6,000㎡以下となる場合により特定大規模集客施設の新設をするときである。

軽微な床面積等変更による新設届出後の軽微な変更の要件は、軽微な変更による増加後の床面積全体が7,200㎡以下であり、かつ、当初の軽微な床面積等変更により増加する面積と軽微な変更により増加する面積との合計が6,000㎡以下となるものである。

例えば、1,000㎡の集客施設が増築により6,500㎡（増築分5,500㎡）になるため、軽微な床面積等変更による新設届出を行ったが、さらに増築することとなった場合、軽微な変更とされる増築面積の上限は、今回の増築後の全体の面積が7,200㎡以下でなければならないことに加え、初めの増築分（5,500㎡）と今回増築分の合計が6,000㎡以下とならなければならないことから、500㎡となる。

第6条関係

- 3 軽微変更届出書の様式（78・79ページ参照）及び添付書類は、規則第12条第1項第2号及び第2項で定めている。

【規則】（抜粋）

（特定大規模集客施設の変更等の届出書）

第12条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- （1） 条例第6条第1項の規定による届出 別に定める様式による特定大規模集客施設重要変更届出書
- （2） 条例第6条第2項の規定による届出 別に定める様式による特定大規模集客施設軽微変更届出書
- （3） 条例第6条第3項の規定による届出 別に定める様式による特定大規模集客施設新設等廃止届出書

- 2 前項第1号及び第2号の届出書には、第5条第2項各号に掲げる書類又は図面のうち変更のあった事項に関する書類又は図面を添付しなければならない。

第3項関係

- 1 「当該新設届出に係る特定大規模集客施設の新設をしないこと」には、新設を行わなくなった場合のほか、床面積が6,000㎡以下となる場合も含まれる。

したがって、新設届出を行った後、新設しようとする集客施設の床面積を減少させ6,000㎡以下となる場合にも廃止の届出が必要である。

また、重要な変更を行わないこととした場合も同様に廃止の届出が必要である。

- 2 廃止に係る届出書様式は、規則第12条第1項第3号に定めている（83ページ参照）。

第4項関係

本項は、重要な変更の届出（以下「変更届出」という。）を行う際に、第5条第2項から第5項までの規定を準用することについて定めるものである。

準用する規定は次のとおりである。

- ・ 変更届出をする者は、第5条第2項各号に掲げる事項について、変更届出に伴い変更する内容を記載し、添付書面として提出すること（80～82ページ参照）。
- ・ 変更届出をする者は、第5条第3項各号に掲げる法令に基づく確認、許可に係る申請又は届出に先立ち、変更届出を行うよう努めること。
- ・ 知事は、変更届出について告示及び縦覧を行うこと。
- ・ 知事は、立地市町村及び隣接市町村に、変更届出に関する通知及び書類の写しを送付すること。

第5項関係

本項は、第6条第2項に基づく届出事項の軽微な変更に関する届出（以下「軽微変更届出」という。）又は第6条第3項に基づく新設等の廃止届出（以下「廃止届出」という。）があった場合に、第5条第4項及び第5項の規定を準用することについて定めるものである。準用する規定は次のとおりである。

- ・ 知事は、軽微変更届出又は廃止届出について告示及び縦覧を行うこと。
- ・ 知事は、立地市町村及び隣接市町村に、軽微変更届出又は廃止届出に関する通知及び書類の写しを送付すること。

なお、第5条第1項に規定する軽微な床面積等変更による新設届出に関しては、同条第2項の規定により同条第4項及び第5項の規定の適用を除外していることから、この届出に係る軽微変更届出及び廃止届出についても準用しないこととなる。

(準隣接市町村)

第7条 知事は、新設届出又は変更届出に係る立地市町村及び隣接市町村以外の市町村であつて当該新設届出又は当該変更届出の内容が当該市町村における持続可能なまちづくりに影響を及ぼすおそれがあると認められるものを、その申請により、隣接市町村に準ずる市町村に指定することができる。

2 前項の申請は、知事が別に定める日までにしなければならない。

3 第1項の規定による指定は、第5条第4項（前条第4項において準用する場合を含む。次条第1項並びに第9条第1項、第2項及び第4項において同じ。）の告示の日の翌日から起算して2週間以内にするものとする。

4 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、その旨を告示するとともに、同項の規定により指定された市町村（以下「準隣接市町村」という。）の長に第5条第1項及び第2項（前条第4項において準用する場合を含む。次条第1項、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項において同じ。）に規定する書面並びに前条第1項から第3項までに規定する書面の写しを送付しなければならない。

5 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、新設届出又は変更届出に係る立地市町村及び隣接市町村の長並びに新設届出者等（新設届出者又は変更届出者という。以下同じ。）に対して、その旨を通知しなければならない。

6 知事は、第1項の規定による指定をしないときは、その旨及びその理由を同項の申請をした市町村の長に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、立地市町村及び隣接市町村以外の市町村の申請により、県が当該市町村を準隣接市町村として指定することの手続等について定めるものである。

当該指定は、特定大規模集客施設の立地が及ぼす影響が広域にわたると予測される立地計画について、準隣接市町村及びその住民等が意見を述べる機会を確保するものである。

【内容】

第1項から第3項関係

1 立地市町村又は隣接市町村以外の市町村は、知事が別に定める日までに準隣接市町村の指定を申請できる。

知事はこの申請を受け、新設届出又は変更届出の告示の日の翌日から起算して2週間以内に準隣接市町村の指定をするものとしている。

なお、「知事が別に定める日」は、新設届出又は変更届出の告示により知らせることとなる。

2 準隣接市町村指定申請書は、規則第14条に定めている（84ページ参照）。

【規則】（抜粋）

（準隣接市町村指定申請書）

第14条 条例第7条第1項の規定による申請は、別に定める様式による準隣接市町村指定申請書により行わなければならない。

第4項から第6項関係

第4項から第5項までは、知事が準隣接市町村の指定をした場合、第6項は準隣接市町村の指定をしない場合の手続について定めるものである。

知事は、準隣接市町村の指定をした場合には、速やかに、当該指定した旨告示し、新設届出、変更届出、軽微変更届出又は廃止届出に関する書類の写しを準隣接市町村の長へ送付し、立地市町村及び隣接市町村並びに新設届出者等に準隣接市町村を指定した旨通知することとするものである。

また、知事は準隣接市町村に指定しないこととした場合には、その旨及びその理由について申請した市町村の長に通知することとするものである。

(説明会の開催)

第8条 新設届出者等は、規則で定めるところにより、第5条第4項の告示の日の翌日から起算して2週間を経過した日から同日の翌日から起算して1月を経過する日までの間に、当該新設届出又は当該変更届出に係る立地市町村内において、当該新設届出又は当該変更届出及び同条第2項に規定する書面の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 新設届出者等は、必要に応じて、当該新設届出又は当該変更届出に係る隣接市町村内及び準隣接市町村内において説明会を開催するものとする。

3 新設届出者等は、前2項の規定により説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

4 新設届出者等は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事並びに当該新設届出又は当該変更届出に係る立地市町村、隣接市町村及び準隣接市町村（以下「関係市町村」という。）の長の意見を聴くことができる。

5 新設届出者等は、説明会の終了後、遅滞なく、規則で定めるところにより、説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての当該新設届出者等の見解を知事に報告しなければならない。

6 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該報告の概要を告示するとともに、当該報告を当該告示の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

【趣旨】

本条は、新設届出者等が開催する説明会の手続を定めるものである。

届出及び添付書面の内容については、告示及び縦覧により明らかにされることになっているが、説明会の開催により、関係市町村の住民等により一層の内容の周知を図るとともに、新設届出者等が住民等から特定大規模集客施設の立地及び地域貢献活動に関する計画への意見を十分に聴取することを目的としている。

【内容】

第1項関係

1 本項は、説明会の開催は、新設届出又は変更届出に係る告示の日の翌日から起算して2週間を経過した日から1月以内に行うことを定めるものであるが、これは、第7条に規定する準隣接市町村の指定について概ね2週間必要としており、手続にかかわるすべての関係市町村が確定してから開催をしようとするものである。

2 説明会の対象者は、規則第15条第1項に定めている。

なお、新設届出者等はできる限り説明会の対象者が多数参加できるような日時・場所を設定することが望ましい。

【規則】（抜粋）

（説明会の開催）

第15条 条例第8条第1項に規定する説明会（以下「説明会」という。）は、関係市町村の住民等（条例第9条第2項に規定する関係市町村の住民等をいう。以下同じ。）を対象に開催するものとする。

第2項関係

「必要に応じて」とは、新設届出者等が隣接市町村及び準隣接市町村で説明会を開催することが必要と判断した場合をいうが、隣接市町村又は準隣接市町村からの要望、立地市町村までの交通手段などを勘案して、これらの市町村においても説明会を開催することが望ましい。

第3項関係

説明会開催の公告の内容は規則第15条第2項により、また、当該公告の方法については同条第3項に定めている。

【規則】（抜粋）

（説明会の開催）

第15条 [略]

- 2 条例第8条第3項の規定による公告（以下「公告」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 新設届出者等（条例第7条第5項の新設届出者等をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 特定大規模集客施設の名称
 - (3) 新設予定地の所在地
 - (4) 当該公告に係る関係市町村の名称
 - (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所
- 3 前項の公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
 - (1) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
 - (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

第4項関係

本項は、新設届出者等が知事及び関係市町村の長から説明会の日時及び場所について意見を聴取することができる規定であり、県及び関係市町村が、新設届出者等からの説明会の開催場所等についての相談に応じるように定めるものである。

第5項関係

説明会開催結果報告書の様式及び添付書類は、規則第16条に定めている（85ページ参照）。

【規則】（抜粋）

（説明会開催結果報告書）

第16条 条例第8条第5項の規定による報告は、別に定める様式による説明会開催結果報告書により行わなければならない。

2 前項の説明会開催結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公告の写し
- (2) 説明会において配布した資料

第6項関係

1 本項は、説明会の内容を周知することにより、新設届出者等の特定大規模集客施設の立地計画等に関する考え方を広く知らせるとともに、次条の規定により関係市町村及びその住民等が意見を述べる際の参考とするため、説明会における意見の概要及びそれに対する新設届出者等の見解を告示及び縦覧することを定めるものである。

2 告示は報告の概要のみであり、縦覧により報告のすべての内容が見ることができる。

3 縦覧の場所は、規則第10条に定めている。

【規則】（抜粋）

（縦覧の場所）

第10条 条例第5条第4項、第8条第6項、第9条第4項、第10条第3項及び第5項並びに第11条第6項の規定により報告を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 県の庁舎その他の県の施設
- (2) 関係市町村（条例第8条第4項の関係市町村をいう。以下同じ。）の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設

(関係市町村の長等の意見)

第9条 知事は、第5条第4項の告示の日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該告示に係る新設届出又は変更届出及び同条第2項に規定する書面の内容について、関係市町村の長の持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見及びその理由を聴かなければならない。

2 関係市町村の住民等（当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいい、当該関係市町村へ通勤又は通学している者を含む。次項において同じ。）は、第5条第4項の告示の日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、知事に対し、当該告示に係る新設届出又は変更届出及び同条第2項に規定する書面の内容について、持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見及びその理由を述べることができる。

3 前2項の意見は、新設届出又は変更届出に係る立地市町村の長及び住民等にあつては第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項を、新設届出又は変更届出に係る隣接市町村及び準隣接市町村の長及び住民等にあつては第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を勘案したものでなければならない。

(1) 新設届出又は変更届出の内容の特定大規模集客施設立地誘導指針及び県の土地利用関係計画に対する適合性

(2) 新設届出又は変更届出の内容のこれらの届出に係る立地市町村の土地利用関係計画に対する適合性

(3) 特定大規模集客施設の新設又は変更届出に係る変更が新設届出又は変更届出に係る隣接市町村又は準隣接市町村の土地利用関係計画の実現に与える著しい影響の有無及びその内容

(4) 新設予定地の周辺の交通機関の状況並びに関係市町村の庁舎及び当該関係市町村の主要な駅から特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況

(5) 特定大規模集客施設の新設又は変更届出に係る変更に伴って予測される新たな社会資本の整備の内容

(6) 地域貢献活動に係る計画の概要

4 知事は、第1項又は第2項の意見が述べられたときは、第5条第4項の告示の日の翌日から起算して2月を経過した日以後、速やかに、規則で定めるところにより、これらの意見の概要を告示するとともに、当該意見を当該告示の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 知事は、前項の告示をしたときは、速やかに、第1項及び第2項の意見を新設届出者等に通知するものとする。

【趣旨】

本条は、関係市町村の長及び住民等が持続可能なまちづくりへの寄与の見地から新設届出及び変更届出の内容に意見を述べることについて定めるものである。

【内容】

第1項関係

1 知事は、新設届出又は変更届出に係る告示の日の翌日から起算して2月以内に関係市町村の長から、持続可能なまちづくりへの寄与の見地から新設届出又は変更届出に係る内容について意見を聴取することとするものである。

特定大規模集客施設の立地は、立地市町村をはじめとした関係市町村の土地の利用形態及び社会資本の整備に影響を与える可能性があることから、関係市町村の長に意見を聴取することとするものである。

2 意見書の様式は、規則第17条に定めている（86ページ参照）。

【規則】（抜粋）

（新設届出意見書等）

第17条 知事は、条例第9条第1項の規定により関係市町村の長の持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見及びその理由を聴くときは、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める意見書を送付するものとする。

（1） 条例第5条第1項の規定による届出 別に定める様式による新設届出意見書

（2） 条例第6条第1項の規定による届出 別に定める様式による重要変更届出意見書

第2項関係

意見書の様式は、規則第18条に定めている（87ページ参照）。

【規則】（抜粋）

（新設届出住民等意見書等）

第18条 条例第9条第2項の規定による関係市町村の住民等の持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見及びその理由は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める意見書の提出により、これを述べるものとする。

（1） 条例第5条第1項の規定による届出 別に定める様式による新設届出住民等意見書

（2） 条例第6条第1項の規定による届出 別に定める様式による重要変更届出住民等意見書

第3項関係

本項は、関係市町村の長及び住民等が意見を述べる際に勘案しなければならない事項を定めるものである。

意見を述べる際には、既存の競合する店舗等との競争を抑制するなど需給調整や既得権擁護ではなく、本条例の目的である持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見を述べる必要がある。

第9条関係

【意見を述べる際に勘案しなければならない事項】

勘案事項	立地市町村	隣接市町村	準隣接市町村
特定大規模集客施設立地誘導指針 ・県の土地利用関係計画	○	○	○
立地市町村の土地利用関係計画	○		
隣接市町村の土地利用関係計画		○	
準隣接市町村の土地利用関係計画			○
新設予定地周辺の交通機関の状況	○	○	○
立地市町村の庁舎・主要駅から特定 大規模集客施設に到達するための 交通手段の状況	○		
隣接市町村の庁舎、主要駅から特定 大規模集客施設に到達するための 交通手段の状況		○	
準隣接市町村の庁舎、主要駅から特 定大規模集客施設に到達するた めの交通手段の状況			○
特定大規模集客施設の新設等に伴 って予測される新たな社会資本の 整備の内容	○	○	○
地域貢献活動に係る計画の概要	○	○	○

※ 表頭の各市町村には、各市町村の住民等も含まれること。

第9条関係

第4項関係

- 1 本項は、関係市町村の長又は関係市町村の住民等が意見を述べた場合に、当該意見の概要を告示するとともに、当該意見を縦覧することを定めるものである。
- 2 第10条第1項の規定で、知事は、本項の規定による告示の日の翌日から起算して3月を経過する日又は新設（変更）届出のあった日の翌日から起算して6月を経過する日のいずれか早い日までに、持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見を述べるか、意見を有しない旨を通知することとされており、当該告示の日が決まった時点で、意見の有無を通知する期限が確定することとなる。
- 3 関係市町村の長及び関係市町村の住民等の意見書を縦覧に供するのは、これらの意見書の提出が本条例に係る重要な手続の一つであることから、手続の透明性を高める必要があるためである。
- 4 告示は意見の概要のみであり、縦覧によりすべての意見を見ることができる。
- 5 縦覧の場所は、規則第10条で定めている。

【規則】（抜粋）

（縦覧の場所）

第10条 条例第5条第4項、第8条第6項、第9条第4項、第10条第3項及び第5項並びに第11条第6項の規定により報告を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- （1） 県の庁舎その他の県の施設
- （2） 関係市町村（条例第8条第4項の関係市町村をいう。以下同じ。）の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- （3） 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設

第5項関係

本項は、特定大規模集客施設の立地計画又は地域貢献活動に係る計画に関係市町村及びその住民等の意見が十分反映できるよう、新設届出者等に意見書を送付することについて定めるものである。

(知事の意見)

第10条 知事は、前条第4項の告示の日の翌日から起算して3月を経過する日又は新設届出のあった日(変更届出をした場合にあつては、当該変更届出のあった日)の翌日から起算して6月を経過する日のいずれか早い日までに、同条第1項及び第2項の意見(同条第3項第6号に掲げる事項に関するものを除く。)に配意し、同条第3項第1号から第5号までに掲げる事項を勘案して、新設届出者等に対し、当該告示に係る新設届出又は変更届出及び第5条第2項に規定する書面の内容について、持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見を有する場合には当該意見及びその理由を述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により意見及びその理由を述べようとするときは、あらかじめ、岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、規則で定めるところにより、第1項の規定により意見及びその理由を述べた場合にあつては当該意見の概要を、同項の規定により意見を有しない旨を通知した場合にあつてはその旨を、速やかに告示するとともに、当該意見及びその理由又は当該通知を当該告示の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 新設届出者等は、第1項の規定により知事が意見及びその理由を述べたときは、規則で定めるところにより、当該意見についての当該新設届出者等の見解及びその理由を知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を告示するとともに、当該報告を当該告示の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

【趣旨】

- 1 本条第1項から第3項までは、知事が、新設届出者等に対し、新設届出又は変更届出について、持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見を有する、又はしない場合の取扱いについて定めるものである。
- 2 本条第4項及び第5項は、知事が意見を述べた場合における新設届出者等の対応及びその対応を受けた後の知事が行う取扱いについて定めるものである。

【内容】

第1項関係

- 1 知事は、関係市町村の長及び住民等の意見を告示した日の翌日から起算して3月以内又は、新設届出又は変更届出を受理した日の翌日から起算して6月以内のいずれか早い日までに新設届出者等に新設届出又は変更届出の内容に対する意見を述べる、又は意見を有しない旨を通知することとするものである。
- 2 知事が意見の有無を検討する際に勘案する事項に地域貢献活動に係る計画の概要が含まれていないのは、新設届出者等の地域貢献活動に関する主体性及び多様性を尊重する趣旨からである。

第10条関係

なお、第9条第5項の規定により、特定大規模集客施設が地域の経済、環境等に与える影響を考慮し、地域の意見を十分反映できるように、知事は、地域貢献活動に係る計画の概要に関する関係市町村の長及び住民等からの意見を新設届出者等に通知することとしている。

第2項関係

知事は、意見を述べようとするときは、公平、公正かつ慎重に意見を形成する観点から、あらかじめ、審議会の意見を聴取することとするものである。

なお、意見の形成に当たって必要な場合は、意見を述べようとするときにかかわらず、第16条第1項の規定により審議会の意見を聴取する場合がある。

第3項関係

縦覧の場所は、規則第10条に定めている。

【規則】(抜粋)

(縦覧の場所)

第10条 条例第5条第4項、第8条第6項、第9条第4項、第10条第3項及び第5項並びに第11条第6項の規定により報告を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 県の庁舎その他の県の施設
- (2) 関係市町村(条例第8条第4項の関係市町村をいう。以下同じ。)の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設

第4項関係

知事の意見に対する新設届出者等の見解及びその理由の報告書の様式は、規則第19条に定めている(88ページ参照)。

【規則】(抜粋)

(見解等報告書)

第19条 条例第10条第4項の規定による知事の意見に係る新設届出者等の見解及びその理由の報告は、別に定める様式による見解等報告書により行わなければならない。

第5項関係

縦覧の場所は、規則第10条に定めている。

(勧告及び公表)

第11条 知事は、前条第4項の規定による報告について、その内容が同条第1項の規定により知事が述べた意見を適正に反映していないと認める場合において、当該特定大規模集客施設の新設又は変更届出に係る変更が持続可能なまちづくりに著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その報告を受けた日の翌日から起算して2月以内に、新設届出者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の規定による勧告をしないこととしたときは、新設届出者等に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定による勧告をした場合にあってはその旨その他規則で定める事項を、前項の規定による通知をした場合にあってはその旨を、速やかに告示するものとする。

5 第1項の規定による勧告を受けた者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該勧告に従い講じ、若しくは講じようとする措置又は当該勧告に従わない旨及びその理由を知事に報告しなければならない。

6 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を告示するとともに、当該報告を当該告示の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

7 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったとき又は第5項の規定による報告をしなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

8 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、第1項の規定による勧告を受けた者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

1 本条第1項から第6項までは、第10条第4項の規定による新設届出者等の見解が知事の意見を適正に反映しておらず、持続可能なまちづくりに著しい支障を及ぼすおそれがある場合の知事の勧告及び勧告後の手続について定めるものである。

2 本条第7項から第8項は、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないとき等の公表の手続について定めるものである。

【内容】

第1項関係

「適正に反映していない」には、第10条第4項の規定による新設届出者等の見解の報告がなされていない場合を含む。

第 2 項関係

知事は、勧告をしようとするときは、公平、公正かつ慎重に行う観点から、あらかじめ、審議会の意見を聴取することとするものである。

なお、必要な場合は、勧告をするときにかかわらず、第16条第1項の規定により審議会の意見を聴取する場合がある。

第 3 項関係

本項は、知事が勧告をしないこととしたときは、新設届出者等に速やかにその旨を通知することを定めるものである。これは、第1項に規定する勧告と同様に新設届出者等の見解の報告を受けた日の翌日から起算して2月以内に行われる。

第 4 項関係

勧告について告示する事項については、規則第20条に定めている。

【規則】（抜粋）

（勧告の告示）

第20条 条例第11条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 条例第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- （2） 新設予定地の所在地
- （3） 条例第11条第1項の規定による勧告の内容

第 5 項関係

1 本項は、勧告への対応の報告は遅滞なく行うことと定めるものであるが、その期限は、合理的な理由がない限り、勧告により講じなければならない措置の期限が目安となる。

2 勧告対応報告書の様式は、規則第21条に定めている（89ページ参照）。

【規則】（抜粋）

（勧告対応報告書）

第21条 条例第11条第1項の規定による知事の勧告に従い講じ若しくは講じようとする措置又は当該勧告に従わない旨及びその理由の同条第5項の規定による報告は、別に定める様式による勧告対応報告書により行わなければならない。

第 6 項関係

縦覧の場所は、規則第 10 条に定めている。

【規則】（抜粋）

（縦覧の場所）

第10条 条例第 5 条第 4 項、第 8 条第 6 項、第 9 条第 4 項、第10条第 3 項及び第 5 項並びに第 11 条第 6 項の規定により報告を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- （1） 県の庁舎その他の県の施設
- （2） 関係市町村（条例第 8 条第 4 項の関係市町村をいう。以下同じ。）の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設

第 7 項関係

1 第 1 項の勧告に加え、本項の公表制度を設けているのは、勧告を受けた特定大規模集客施設がそのまま新設された場合には持続可能なまちづくりに著しく支障を及ぼすおそれがあることから、県民等にその旨を周知する必要があるためである。

2 「正当な理由」とは、例えば、勧告した措置とは異なる措置をとることによって、新設届出者等が達成すべき事項を達成可能な状況にできる場合などが挙げられる。

3 公表事項及び公表方法については、規則第 22 条に定めている。なお、公表方法については、岩手県報への登載、インターネットの利用のほかに、報道機関への情報提供などがある。

【規則】（抜粋）

（公表）

第22条 条例第11条第 7 項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 条例第11条第 1 項の規定による勧告に従わない者又は同条第 5 項の規定による報告をしなかった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2） 条例第11条第 1 項の規定による勧告の内容

2 前項の公表は、岩手県報への登載、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

第 8 項関係

- 1 本項は、前項の規定により公表する場合には、あらかじめ、勧告を受けた新設届出者等に意見陳述の機会を与えなければならないことについて定めるものである。

- 2 第 1 項の規定による勧告を受けた者が、公表前に意見を述べる方法は、書面を県に提出することにより行うこととなる。書面の様式は、規則第 23 条に定めている（90 ページ参照）。

【規則】（抜粋）

（意見陳述書）

第23条 条例第11条第1項の規定による勧告を受けた者が、同条第8項の規定により意見を述べるときは、別に定める様式による意見陳述書によるものとする。

(工事着手の制限)

第12条 新設届出者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日以後でなければ、当該新設届出又は当該変更届出に係る特定大規模集客施設の新設又は変更届出に係る変更に係る工事に着手してはならない。

- (1) 第10条第1項の規定により知事が意見を有しない旨を通知した場合 当該通知の日
- (2) 第10条第1項の規定により知事が意見を述べた場合であって、前条第1項の規定により知事が勧告したとき 当該勧告の日
- (3) 第10条第1項の規定により知事が意見を述べた場合であって、前条第3項の規定により知事が勧告しない旨を通知したとき 当該通知の日

- 2 知事は、新設届出者等が前項の規定に違反して同項の工事に着手したときは、当該新設届出者等に対し、当該工事を中止すべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、第2項の規定による勧告を受けた者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

本条は、特定大規模集客施設の新設等に係る工事の着手を一定期間制限することと、これに違反した場合の勧告及び公表の手続を定めるものである。

本条例の一部は、持続可能なまちづくりに寄与するために特定大規模集客施設の立地を誘導する制度であり、立地誘導の手続中に特定大規模集客施設に係る工事が行われると、条例の目的が達成できない恐れがあることから、本条を定めるものである。

【内容】

第1項関係

- 1 「特定大規模集客施設の新設に係る工事」には、特定大規模集客施設の建築工事のみならず、その前に行われる敷地の造成工事も含まれる。
また、「工事に着手」とは、特定大規模集客施設の建築工事の場合は根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手、敷地の造成工事の場合は土地の区画形質の変更への着手などをいう。
- 2 第10条第1項の規定により新設届出又は変更届出に知事が意見を述べない旨通知した場合は、通知の日より工事に着手することができる。
- 3 第10条第1項の規定により新設届出又は変更届出に知事が意見を述べた場合は、第11条第1項の規定により知事が勧告をした日、又は同条第3項の規定により知事が勧告しない旨を通知した日より工事に着手することができる。

第12条関係

なお、第11条第1項の規定により知事の勧告は、新設届出者等から知事の意見に対する見解の報告を受けた翌日から起算して2月以内に行うこととされていることから、知事が意見した場合の工事着手の制限は、最長で新設届出者等の見解が報告された日の翌日から起算して2月間となる。

第3項関係

工事中止勧告に関する公表事項及び公表方法については、規則第24条に定めている。

なお、公表方法については、岩手県報への登載、インターネットの利用のほか、報道機関への情報提供などがある。

【規則】(抜粋)

(工事中止勧告の公表)

第24条 条例第12条第3項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第12条第2項の規定による勧告に従わない者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 条例第12条第2項の規定による勧告の内容

2 前項の公表は、岩手県報への登載、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

第4項関係

第2項の規定により勧告を受けた者が意見を述べる方法は、規則第25条により、原則として、工事を中止できない等の理由を記載した書面を県に提出することにより行うこととなる（91ページ参照）。

【規則】(抜粋)

(工事中止勧告意見陳述書)

第25条 条例第12条第2項の規定による工事中止の勧告を受けた者が、同条第4項の規定により意見を述べるときは、別に定める様式による工事中止勧告意見陳述書によるものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭その他の方法により述べることができる。

第3節 地域貢献活動計画の提出等

(地域貢献活動計画)

第13条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日までに、規則で定めるところにより、当該各号に定める日の属する事業年度に係る地域貢献活動の計画（以下「地域貢献活動計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

- (1) 新設届出者等又は第5条第6項第1号若しくは第2号の規定に該当する特定大規模集客施設の新設をする者（次号に掲げる者を除く。） 当該特定大規模集客施設において営業を開始する日
- (2) 床面積等変更により特定大規模集客施設とする者 当該特定大規模集客施設とする日

2 知事は、前項の規定により地域貢献活動計画が提出されたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、特定大規模集客施設の設置者等が行う地域貢献活動の計画の提出及び当該計画の公表について定めるものである。

【内容】

第1項関係

1 地域貢献活動計画及び地域貢献活動の実施状況の報告の提出及び公表を行う意義は、特定大規模集客施設の社会的存在、影響力の大きさを考え、特定大規模集客施設の設置者等が行う地域貢献活動の取組みを、地域住民に広く周知し、理解を促進するとともに、特定大規模集客施設の設置者等の積極的な地域貢献活動を支援するためである。

また、特定大規模集客施設の設置者等にとっても、地域貢献活動計画等の公表制度を通じて、住民との対話が促進され、その結果、企業価値を高めるものにつながる効果が期待できるものである。

※ 地域貢献活動計画ガイドライン～地域貢献活動計画書等の作成・提出の手引き～（以下「ガイドライン」という。）第1章を参照のこと。

2 地域貢献活動計画を提出する者は、次の者である。

- ・ 新設届出者等
- ・ 第5条第6項第1号の規定により市街地再開発事業に伴い特定大規模集客施設を新設する者
- ・ 第5条第6項第2号の規定による区域に特定大規模集客施設を新設する者

なお、これらの者は、特定大規模集客施設の所有者ということになるが、複数棟の集客施設を新設し、一群の建物として特定大規模集客施設となる場合において、集客施設の所有者が異なるときは、それぞれ又は連名で地域貢献活動計画書を提出することとなる。（ガイドライン第2章を参照のこと。）

3 「特定大規模集客施設において営業を開始する日」とは、特定大規模集客施設の床面積の合計が6,000㎡を超えて営業を開始する日をいう。

特定大規模集客施設の新設をする者が、集客施設を複数棟新設し、これらの集客施設の全部又は一部をもって特定大規模集客施設となる場合であって、営業開始日が集客施設によって異なるときは、床面積の合計が6,000㎡を超えることとなる集客施設の営業開始日までに提出することとなる。

例えば、床面積の合計が10,000㎡のショッピングモールにおいて、これを構成する一部店舗（床面積2,000㎡）が営業を開始していない場合であっても、同時に営業を開始する他の集客施設の床面積の合計（8,000㎡）が6,000㎡を超えていれば、この営業開始の日までに地域貢献活動計画を提出することとなる。

4 「特定大規模集客施設とする日」とは、既存の集客施設の増築又は用途の変更等を行うことにより、集客施設の床面積が6,000㎡を超えて営業を開始する日をいう。

5 地域貢献活動計画書の様式は、規則第26条に定めている（92ページ参照）。

【規則】（抜粋）

（地域貢献活動計画書）

第26条 条例第13条第1項及び第15条第2項並びに附則第7項、第8項及び第12項の規定による提出は、別に定める様式による地域貢献活動計画書により行うものとする。

第2項関係

地域貢献活動計画書の公表の方法については、規則第27条に定めており、県のホームページなどで公表を行う。

【規則】（抜粋）

（公表の方法）

第27条 条例第13条第2項及び第15条第3項並びに附則第9項及び第13項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(新設届出者等が配慮すべき事項)

第14条 新設届出者等は、地域貢献活動計画の作成に当たっては、第5条第2項第4号に掲げる事項に関する第8条第5項の意見及び第9条第5項の規定により通知された意見に配慮するものとする。

【趣旨】

本条は、新設届出者等が地域貢献活動計画の作成に当たって配慮すべき意見について定めるものである。

【内容】

新設届出者等は、地域貢献活動計画の作成の際に、第8条の規定による説明会における地域貢献活動の計画に係る概要に関する意見及び第9条の規定により関係市町村の長及び住民等が述べた意見に配慮するように定めるものである。

これは、特定大規模集客施設の設置者等が行う地域貢献活動は、企業の社会的責任の具体的な取組みの一部であり、その取組みに当たっては、株主や消費者だけでなく、影響を与える様々な社会集団のことを考慮する必要があることから、配慮を求めるものである。

(ガイドライン第1章を参照のこと。)

(実施状況の報告等)

第15条 第13条第1項各号に掲げる者は、規則で定めるところにより、毎事業年度（同項に規定する事業年度を除く。）、当該事業年度の前事業年度に係る地域貢献活動の実施の状況を知事に報告しなければならない。

2 第13条第1項各号に掲げる者は、規則で定めるところにより、各事業年度に係る地域貢献活動計画を知事に提出しなければならない。この場合において、当該地域貢献活動計画の提出は、事業年度ごとに行わなければならない。

3 知事は、第1項の規定により報告された地域貢献活動の実施の状況及び前項の規定により提出された地域貢献活動計画について、規則で定めるところにより、速やかに、公表するものとする。

【趣旨】

本条は、特定大規模集客施設の設置者が事業年度ごとに前事業年度の地域貢献活動の実施状況を報告すること、事業年度ごとに地域貢献活動計画を提出すること並びに提出された地域貢献活動実施状況報告書及び地域貢献活動計画書の公表について定めるものである。

【内容】

第1項及び第2項関係

1 地域貢献活動に関する実施状況報告及び計画の提出時期については、地域貢献活動への住民等の理解を促進する観点から、毎事業年度終了後、速やかに提出することが望ましい。（ガイドライン第2章を参照のこと。）

2 地域貢献活動実施状況報告書及び地域貢献活動計画書の様式は、規則第26条及び第28条に定めている（92・93ページ参照）。

【規則】（抜粋）

(地域貢献活動計画書)

第26条 条例第13条第1項及び第15条第2項並びに附則第7項、第8項及び第12項の規定による提出は、別に定める様式による地域貢献活動計画書により行うものとする。

第27条 [略]

(地域貢献活動実施状況報告書)

第28条 条例第15条第1項並びに附則第10項及び第11項の規定による提出は、別に定める様式による地域貢献活動実施状況報告書により行うものとする。

第 15 条関係

第 3 項関係

公表の方法については、規則第 27 条に定めており、県のホームページなどで行う。

【規則】（抜粋）

（公表の方法）

第27条 条例第13条第2項及び第15条第3項並びに附則第9項及び第13項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

第 3 章 岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会

(設置)

第16条 広域的な見地による特定大規模集客施設の適切な地域への立地の誘導に関し調査審議するため、知事の諮問機関として岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、この条例の実施に関し知事に意見を述べることができる。

【趣旨】

本条は、岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会の設置の根拠規定であるとともに、その所掌事務を定めるものである。

【内容】

第 1 項関係

1 知事が諮問する具体的な事項は、本条例で定める次の事項である。

- ・ 特定大規模集客施設立地誘導指針（第 4 条第 3 項）
- ・ 特定大規模集客施設立地誘導指針の変更（第 4 条第 5 項）
- ・ 新設届出及び変更届出に対する知事の意見及びその理由（第 10 条第 2 項）
- ・ 新設届出及び変更届出に対する知事の勧告（第 11 条第 2 項）

2 上記の諮問事項のほか、本審議会の設置目的が「広域的な見地による特定大規模集客施設の適切な地域への立地の誘導に関し調査審議する」ことであることから、例えば、上記の届出に対して知事が意見をしない場合など、特定大規模集客施設の立地の誘導の調査審議に資する諮問事項であれば、知事は諮問することができる。

第 2 項関係

「この条例の実施に関し知事に意見を述べることができる」とは、知事の諮問に応じて、条例全般（例えば、条例の改廃、地域貢献活動の計画の提出等）について知事に対して意見を述べることをいう。

(組織)

第17条 審議会は、委員 7 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第20条 審議会の庶務は、商工労働観光部において処理する。

(会長への委任)

第21条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

【趣旨】

第 17 条から第 21 条までは、審議会の組織、委員、会長及び副会長並びに会議の手続等について定めるものである。

第 4 章 雑則

(報告の徴収)

第 22 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、新設届出者等に対して報告を求めることができる。

【趣旨】

本条は、本条例の適正な運用を図るため、新設届出者等に対して、必要な事項を報告させることができる旨を定めるものである。

【内容】

報告の徴収ができる事項は、規則第 29 条に定めている。

【規則】(抜粋)

(報告の徴収)

第 29 条 条例第 22 条の規定により知事が新設届出者等に対し報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定大規模集客施設の床面積の合計に関する事項
- (2) 新設届出者等が特定大規模集客施設の新設又は条例第 6 条第 1 項の規定による届出に係る変更に係る工事に着手した日
- (3) 特定大規模集客施設において営業を開始する日又は床面積等変更(条例第 2 条第 6 号に規定する床面積等変更をいう。)により特定大規模集客施設とする日
- (4) 条例第 5 条第 2 項第 4 号の地域貢献活動に係る計画の概要、条例第 13 条第 1 項及び第 15 条第 2 項の規定による地域貢献活動計画並びに同条第 1 項の規定による地域貢献活動の実施の状況の報告に関する事項

(補則)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

【趣旨】

本条は、条例の実施に関して必要な事項を定めることを知事に委任することを定めるものである。

第 5 章 罰則

第24条 第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

【趣旨】

第 24 条及び第 25 条は、この条例の規定に違反した者に対する罰則を定めるものである。これらの罰則を設けたのは、本条例に基づく特定大規模集客施設の立地誘導制度の実効性と適正な運用を確保するためである。

【内容】

第 24 条関係

新設届出又は変更届出について、届出をしない者又は虚偽の届出をした者は 20 万円以下の罰金に処される。

第 25 条関係

本条は両罰規定を定めたものであり、法人又は自然人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者である本人のほかに、その法人または自然人についても前条に規定する罰金に処される。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第1章、第2章第1節及び第3章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第5条第3項に規定する法令の規定による確認若しくは許可に係る申請又は届出が行われた特定大規模集客施設の新設については、同条第1項の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に特定大規模集客施設を設置している者（当該者を変更した場合にあっては、変更後の者。以下同じ。）及び前項に規定する特定大規模集客施設の新設をする者（当該者を変更した場合にあっては、変更後の者。以下同じ。）は、この条例の施行の日以後にこれらの特定大規模集客施設について第5条第1項第5号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その旨並びに同項第1号から第4号まで、第6号から第8号まで及び第10号に掲げる事項を知事に書面により届け出なければならない。ただし、当該これらの特定大規模集客施設が同条第6項各号のいずれかに係るものである場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定による変更に係る事項の届出は、変更届出とみなす。
- 5 附則第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。
- 7 この条例の施行の際現に特定大規模集客施設を設置している者（国、地方公共団体その他規則で定める団体以外の者に限る。）は、この条例の施行の日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、この条例の施行の日の属する事業年度に係る地域貢献活動計画を作成し、知事に提出するよう努めなければならない。
- 8 附則第2項に規定する特定大規模集客施設の新設をする者（国、地方公共団体その他規則で定める団体以外の者に限る。）は、当該特定大規模集客施設において営業を開始する日までに、規則で定めるところにより、当該営業を開始する日の属する事業年度に係る地域貢献活動計画を作成し、知事に提出するよう努めなければならない。
- 9 知事は、前2項の規定により地域貢献活動計画が提出されたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。
- 10 附則第7項に規定する特定大規模集客施設を設置している者は、規則で定めるところにより、毎事業年度（この条例の施行の日の属する事業年度を除く。）、当該事業年度の前事業年度に係る地域貢献活動の実施の状況を知事に報告するよう努めなければならない。

- 11 附則第8項に規定する特定大規模集客施設の新設をする者は、規則で定めるところにより、毎事業年度（当該特定大規模集客施設において営業を開始する日の属する事業年度を除く。）、当該事業年度の前事業年度に係る地域貢献活動の実施の状況を知事に報告するよう努めなければならない。
- 12 前2項に規定する者は、規則で定めるところにより、各事業年度に係る地域貢献活動計画を知事に提出するよう努めなければならない。
- 13 知事は、附則第10項又は附則第11項の規定により報告された地域貢献活動の実施の状況及び前項の規定により提出された地域貢献活動計画について、規則で定めるところにより、速やかに、公表するものとする。
(検討)
- 14 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本附則は、条例の施行期日、経過措置及び検討について定めるものである。

【内容】

第1項関係【施行期日】

- 1 平成19年12月18日（条例公布日）施行の規定は次のとおりである。
 - ・ 第1章（総則）
 - ・ 第2章第1節（特定大規模集客施設立地誘導指針）
 - ・ 第3章（岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会）
- 2 平成20年10月1日施行は次の規定である。
 - ・ 第2章第2節（特定大規模集客施設の立地の誘導）
 - ・ 第2章第3節（地域貢献活動計画の提出等）
 - ・ 第4章（雑則）
 - ・ 第5章（罰則）

第2項関係【経過措置】

本項は、平成20年10月1日より前に特定大規模集客施設の新設に関する次の法令上の確認、許可の申請又は届出が行われている場合には、第5条第1項の規定による特定大規模集客施設の新設届出を行う必要がないことを定めるものである。

- ・ 建築基準法に基づく建築確認の申請
(指定確認検査機関への建築確認の申込みを含む。)
- ・ 森林法に基づく開発許可の申請
- ・ 農地法に基づく農地の転用の許可又は農地等の転用のための権利移動の許可
(市街化区域内にある農地を転用する場合の届出又は同区域内にある農地等の転用のための権利移動の届出を含む。)
- ・ 都市計画法に基づく開発許可の申請

第3項及び第4項関係【既存の特定大規模集客施設等の変更届出】

1 附則第3項は、次の者が、条例が施行された後に特定大規模集客施設の増築又は用途の変更等を行う場合であって、増加する床面積の合計が、増加前の床面積の合計の0.2倍又は6,000㎡のいずれか小さい方を超えるときは、変更届出を行わなければならないことを定めるものである。

- ・ 平成20年10月1日現在で特定大規模集客施設を設置している者（以下「既存施設設置者」という。）
- ・ 附則第2項の規定により新設届出が不要とされた特定大規模集客施設の新設をする者（以下「施設設置予定者」という。）

なお、これらの者は、新設届出をしていないことから、変更に係る部分以外の事項についても併せて記載のうえ届け出ることとしている。

2 附則第4項は、附則第3項の届出を変更届出とみなすこととして定めるものであるから、変更届出と同様の手続（届出→準隣接市町村の指定→説明会開催→関係市町村の長等の意見→知事の意見→（知事の勧告→公表））を行うこととなる。

届出の様式（94・95ページ参照）及び届出が不要な軽微な変更については、規則第30条及び第31条に定めている。

【規則】（抜粋）

（既存特定大規模集客施設等重要変更届出書）

第30条 条例附則第3項の規定による届出は、別に定める様式による既存特定大規模集客施設等重要変更届出書により行わなければならない。

（軽微な変更）

第31条 条例附則第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- （1） 特定大規模集客施設の床面積を減少させるもの（当該減少させた後の特定大規模集客施設の床面積が6,000平方メートル以下となるものを除く。）
- （2） 特定大規模集客施設の床面積を増加させるものであって、当該増加させた後の特定大規模集客施設の床面積の合計が次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定めるもの

ア 条例附則第3項の規定による届出をしていない場合 この規則の施行の日（条例附則第2項に規定する特定大規模集客施設にあつては、当該特定大規模集客施設において営業を開始した日）における特定大規模集客施設の床面積の合計に100分の20を乗じて得た面積又は6,000平方メートルのいずれか小さい面積を、当該特定大規模集客施設の床面積の合計に加えた面積以下のもの

イ 条例附則第3項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積を増加させた後の特定大規模集客施設の床面積（以下「みなし変更届出後の特定大規模集客施設の床面積」という。）の合計に100分の20を乗じて得た面積又は6,000平方メートルのいずれか小さい面積を、当該みなし変更届出後の特定大規模集客施設の床面積の合計に加えた面積以下のもの

第5項及び第6項関係【罰則】

本項は、附則第3項の規定による届出が変更届出と同様の取扱いとなることから、第24条及び第25条と同様に罰則を定めるものである。

第7項及び第8項関係【既存施設設置者等の地域貢献活動計画（初回分）の提出】

1 本2項は、国、地方公共団体等が特定大規模集客施設の設置者である場合を除き、既存施設設置者と施設設置予定者が、次の日までに対応する事業年度分の地域貢献活動計画の提出に努めなければならないことを定めるものである。

● 既存施設設置者

- ・ 期限：平成20年10月31日
- ・ 事業年度：平成20年10月1日が属する事業年度

● 施設設置予定者

- ・ 期限：特定大規模集客施設において営業を開始する日
- ・ 事業年度：営業開始日が属する事業年度
(ガイドライン第2章を参照のこと。)

2 条例第13条と同様に、地域貢献活動計画及び地域貢献活動の実施状況の報告の提出及び公表を行う意義は、特定大規模集客施設の社会的存在、影響力の大きさを考え、特定大規模集客施設の設置者等が行う地域貢献活動の取組みを、地域住民に広く周知し、理解を促進するとともに、特定大規模集客施設の設置者等の積極的な地域貢献活動を支援するためである。

また、特定大規模集客施設の設置者等にとっても、地域貢献活動計画等の公表制度を通じて、住民との対話が促進され、その結果、企業価値を高めるものにつながる効果が期待できるものである。

(ガイドライン第1章を参照のこと。)

既存施設設置者及び施設設置予定者の地域貢献活動計画の提出等を、新設届出者等などと異なり努力規定としたのは、既存施設は継続的に事業活動を展開する中で、既に一定の地域貢献活動を実施している例が多いことなどから、引き続きその主体的な取組みを尊重し、活動を促していくことが適切であるからである。

第9項関係【既存施設設置者等の地域貢献活動計画（初回分）の公表】

本項は、知事が、前2項の規定により地域貢献活動計画が提出された場合は、第13条第2項と同様に、速やかにこの計画を公表することを定めるものである。

第10項及び第11項関係【既存施設設置者等の地域貢献活動実施状況の報告】

本2項は、附則第7項及び附則第8項の規定により地域貢献活動計画を提出した既存施設設置者等が、毎事業年度に前事業年度の地域貢献活動実施状況の報告に努めなければならないことを定めるものである。

第 12 項関係【既存施設設置者等の地域貢献活動計画（2回目以降分）の提出】

本項は、附則第 7 項及び附則第 8 項の規定により地域貢献活動計画を提出した既存施設設置者等が、各事業年度、地域貢献活動計画の提出に努めなければならないことを定めるものである。

第 13 項関係【既存施設設置者等の地域貢献活動実施状況報告（毎事業年度分）及び地域貢献活動計画（2回目以降分）の公表】

本項は、知事が、附則第 10 項及び第 11 項並びに第 12 項の規定により地域貢献活動実施状況の報告及び地域貢献活動計画の提出があった場合には、第 15 条第 3 項と同様に、速やかにこれらの報告等を公表することを定めるものである。

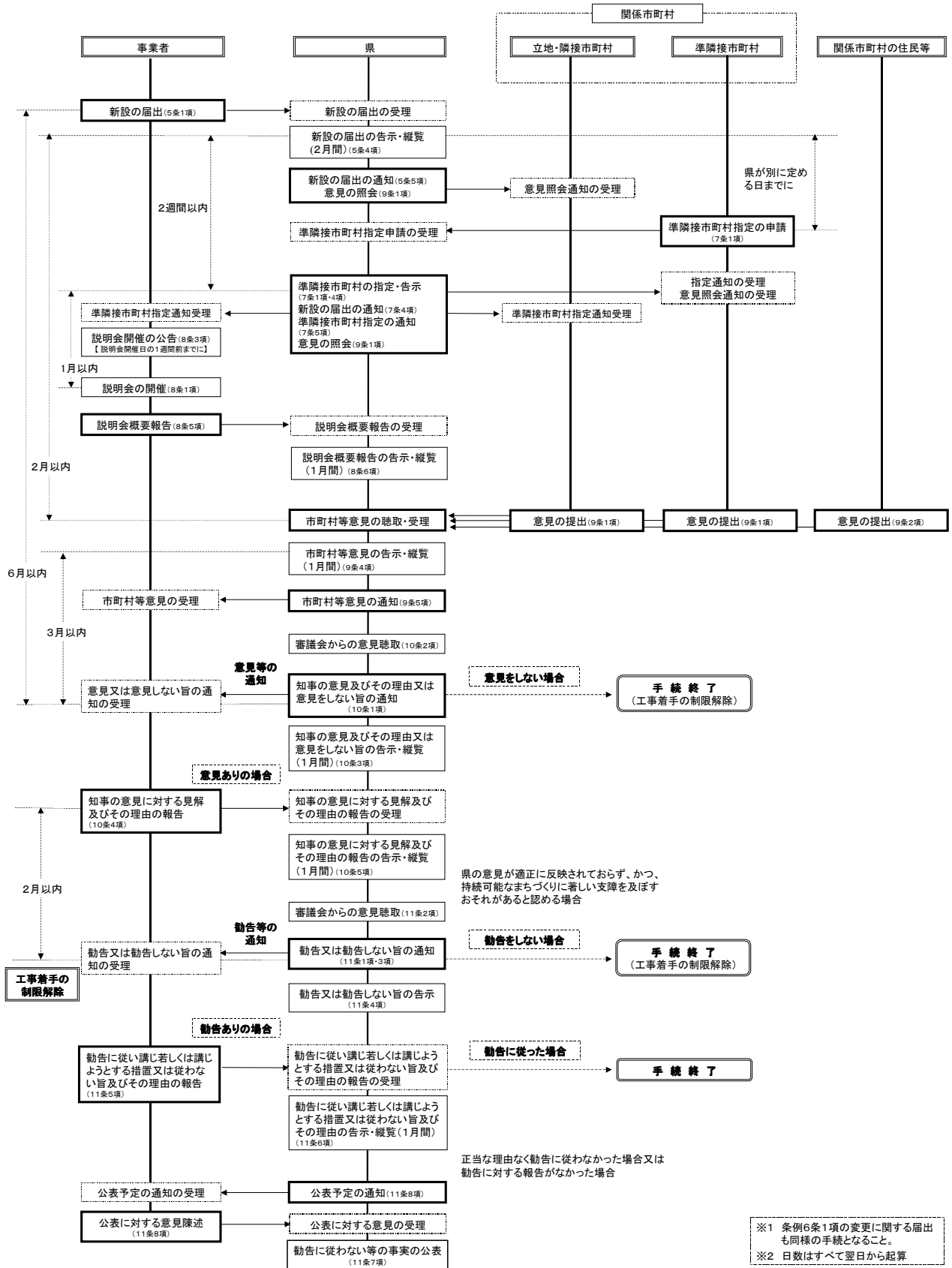
第 14 項関係【検討】

本項は、持続可能なまちづくりが土地利用関係法令等の制定及び改廃、都市構造の変化など社会情勢の変化の影響を受けることから、その変化に対応するため、条例施行後 5 年を目途として、条例の効果、社会情勢の変化等を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを定めるものである。

※ 地域貢献活動計画書及び地域貢献活動実施状況報告書の様式は92ページ及び93ページを参照のこと。

特定大規模集客施設の新設に係る届出の手續きの流れ

岩手県経営支援課



特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する施策
 - 第1節 特定大規模集客施設立地誘導指針（第4条）
 - 第2節 特定大規模集客施設の立地の誘導（第5条－第12条）
 - 第3節 地域貢献活動計画の提出等（第13条－第15条）
- 第3章 岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会（第16条－第21条）
- 第4章 雑則（第22条・第23条）
- 第5章 罰則（第24条・第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、特定大規模集客施設の立地及び当該特定大規模集客施設に係る事業活動が都市及びその周辺の地域の土地の利用形態、社会資本の整備及び地域社会の発展に大きな影響を与えるものであることにかんがみ、広域的な見地による特定大規模集客施設の適切な地域への立地の誘導及び当該特定大規模集客施設の設置者等が行う地域貢献活動の計画の提出等に関して必要な事項を定めることにより、持続可能なまちづくりに寄与し、もって現在及び将来の県民の快適な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）集客施設 劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する一の建物又は一群の建物として規則で定めるものをいう。
- （2）特定大規模集客施設 集客施設であって、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計が6,000平方メートルを超えるものをいう。
- （3）地域貢献活動 自発的に行う地域社会に貢献する活動をいう。
- （4）持続可能なまちづくり 既存の社会資本が有効に活用され、環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる暮らしやすい地域社会を実現し、及び維持するための取組をいう。
- （5）土地利用関係計画 次に掲げる構想、計画又は方針をいう。

ア 市町村が定めるその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基

本構想（当該基本構想を具体化するための総合的な計画を含む。）のうち土地利用に関する部分

イ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項に規定する都道府県計画、同法第8条第1項に規定する市町村計画又は同法第9条第1項に規定する土地利用基本計画

ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は同法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針

エ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第9条第14項の規定により公表された同項に規定する認定基本計画

オ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項又は第9条第1項に規定する農業振興地域整備計画

カ その他規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針

(6) 立地市町村 特定大規模集客施設の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更すること（以下「床面積等変更」という。）により特定大規模集客施設となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする土地（以下「新設予定地」という。）の所在する市町村をいう。

(7) 隣接市町村 立地市町村に隣接する市町村をいう。

（県の責務）

第3条 県は、特定大規模集客施設の適切な地域への立地を広域的な見地により誘導し、及びその設置者等が行う地域貢献活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、市町村との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

第2章 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する施策

第1節 特定大規模集客施設立地誘導指針

第4条 知事は、特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する指針（以下「特定大規模集客施設立地誘導指針」という。）を定めなければならない。

2 特定大規模集客施設立地誘導指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 特定大規模集客施設の適切な地域への立地の誘導に関する基本的な事項

(2) 特定大規模集客施設の立地を誘導する地域及び抑制する地域に関する事項

(3) その他特定大規模集客施設の適切な地域への立地を誘導するために必要な事項

3 知事は、特定大規模集客施設立地誘導指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、特定大規模集客施設立地誘導指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、特定大規模集客施設立地誘導指針の変更について準用する。

第2節 特定大規模集客施設の立地の誘導

(新設の届出)

第5条 特定大規模集客施設の新設をする者（集客施設以外の用途に供し、又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、集客施設の用途に供し、又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（床面積等変更により特定大規模集客施設となる場合であって、当該床面積等変更が規則で定める軽微な変更（以下「軽微な床面積等変更」という。）に該当するときは、第1号から第9号までに掲げる事項）を知事に書面により届け出なければならない。

- (1) 特定大規模集客施設の設置をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定大規模集客施設の名称
- (3) 新設予定地の所在地及びその敷地（特定大規模集客施設の敷地及び当該特定大規模集客施設に附属する規則で定める施設の敷地（当該特定大規模集客施設の敷地に含まれる場合を除く。）をいう。）の面積
- (4) 特定大規模集客施設の用途
- (5) 特定大規模集客施設の床面積の合計
- (6) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）
- (7) 新設予定地の用途地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。）
- (8) 新設予定地の開発行為（土地の区画形質の変更をいう。）及び特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築、増築若しくは改築又は集客施設への用途の変更の着手予定日
- (9) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日
- (10) 特定大規模集客施設の1日、1月又は1年当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域（当該特定大規模集客施設の利用が見込まれる者の居住する区域をいう。以下同じ。）並びにそれらの算出根拠
- (11) 新設予定地を選定した理由

2 前項の規定による届出（軽微な床面積等変更に係るものを除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

- (1) 前項の規定による届出の内容の特定大規模集客施設立地誘導指針並びに県及び立地市町村の土地利用関係計画に対する適合性

- (2) 前項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設が集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）の土地利用関係計画の実現に与える影響の有無及びその内容
 - (3) 新設予定地の周辺の交通機関の状況並びに集客予定区域の所在する市町村の庁舎及び当該市町村の主要な駅から特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況
 - (4) 地域貢献活動に係る計画の概要
 - (5) その他規則で定める事項
- 3 第1項の規定による届出は、特定大規模集客施設の新設が次に掲げる法令の規定による確認若しくは許可又は届出を要するものであるときは、当該確認若しくは許可に係る申請又は当該届出に先立って行うよう努めなければならない。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認
 - (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可
 - (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）第3条第1項若しくは第10条第1項の規定による届出
 - (4) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
- 4 知事は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その概要を告示するとともに、同項及び第2項に規定する書面を当該告示の日の翌日から起算して2月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 知事は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る立地市町村及び隣接市町村の長にその旨を通知するとともに、同項及び第2項に規定する書面の写しを送付しなければならない。
- 6 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合については、適用しない。
- (1) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業の施行に伴い特定大規模集客施設の新設をする場合
 - (2) 新設予定地が次に掲げる要件の全てに該当する場合
 - ア 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域内又は近隣商業地域内にあること。
 - イ 人口及び都市機能の集積等が認められる区域を含む別表に定める市町村の区域内にあること。
 - ウ 認定中心市街地（中心市街地活性化法第16条第1項に規定する認定中心市街地をいう。以下この号において同じ。）又は第二種大規模小売店舗立地法特例区域（中心市街地活性化法第65条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域をいい、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の存する市町村内に認定中心市街地がある場合を除く。）の区域内にあること。

(3) 国、地方公共団体その他規則で定める団体が、特定大規模集客施設の新設をする場合

(変更の届出等)

第6条 前条第1項の規定による届出（以下「新設届出」という。）をした者（特定大規模集客施設の設置をする者を変更した場合にあっては、変更後の者。以下「新設届出者」という。）は、当該新設届出に係る同項第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に書面により届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 新設届出者は、当該新設届出に係る特定大規模集客施設において営業を開始する日までの間に、当該新設届出に係る前条第1項第1号から第9号までに掲げる事項の変更（同項第5号に掲げる事項の変更にあつては、前項ただし書の規則で定める軽微な変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に書面により届け出なければならない。

3 新設届出者は、当該新設届出に係る特定大規模集客施設について、これを新設しないこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に書面により届け出なければならない。第1項の規定による届出（以下「変更届出」という。）をした者（特定大規模集客施設の設置をする者を変更した場合にあっては、変更後の者。以下「変更届出者」という。）が当該変更届出に係る特定大規模集客施設について、当該変更届出に係る変更をしないこととしたときも、同様とする。

4 前条第2項から第5項までの規定は、変更届出について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「新設が」とあるのは、「第6条第1項の規定による届出に係る変更が」と読み替えるものとする。

5 前条第4項及び第5項の規定は、第2項及び第3項の規定による届出（当該届出が軽微な床面積等変更に係る届出に係るものである場合を除く。）について準用する。

(準隣接市町村)

第7条 知事は、新設届出又は変更届出に係る立地市町村及び隣接市町村以外の市町村であつて当該新設届出又は当該変更届出の内容が当該市町村における持続可能なまちづくりに影響を及ぼすおそれがあると認められるものを、その申請により、隣接市町村に準ずる市町村に指定することができる。

2 前項の申請は、知事が別に定める日までにしなければならない。

3 第1項の規定による指定は、第5条第4項(前条第4項において準用する場合を含む。次条第1項並びに第9条第1項、第2項及び第4項において同じ。)の告示の日の翌日から起算して2週間以内にするものとする。

4 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、その旨を告示するとともに、同項の規定により指定された市町村（以下「準隣接市町村」という。）の長に第5条第1項及び第2項（前条第4項において準用する場合を含む。次条第1項、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項において同じ。）に規定する書面並びに前条第1項

から第3項までに規定する書面の写しを送付しなければならない。

5 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、新設届出又は変更届出に係る立地市町村及び隣接市町村の長並びに新設届出者等（新設届出者又は変更届出者をいう。以下同じ。）に対して、その旨を通知しなければならない。

6 知事は、第1項の規定による指定をしないときは、その旨及びその理由を同項の申請をした市町村の長に通知しなければならない。

（説明会の開催）

第8条 新設届出者等は、規則で定めるところにより、第5条第4項の告示の日の翌日から起算して2週間を経過した日から同日の翌日から起算して1月を経過する日までの間に、当該新設届出又は当該変更届出に係る立地市町村内において、当該新設届出又は当該変更届出及び同条第2項に規定する書面の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 新設届出者等は、必要に応じて、当該新設届出又は当該変更届出に係る隣接市町村内及び準隣接市町村内において説明会を開催するものとする。

3 新設届出者等は、前2項の規定により説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

4 新設届出者等は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事並びに当該新設届出又は当該変更届出に係る立地市町村、隣接市町村及び準隣接市町村（以下「関係市町村」という。）の長の意見を聴くことができる。

5 新設届出者等は、説明会の終了後、遅滞なく、規則で定めるところにより、説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての当該新設届出者等の見解を知事に報告しなければならない。

6 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該報告の概要を告示するとともに、当該報告を当該告示の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

（関係市町村の長等の意見）

第9条 知事は、第5条第4項の告示の日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該告示に係る新設届出又は変更届出及び同条第2項に規定する書面の内容について、関係市町村の長の持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見及びその理由を聴かなければならない。

2 関係市町村の住民等（当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいい、当該関係市町村へ通勤又は通学している者を含む。次項において同じ。）は、第5条第4項の告示の日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、知事に対し、当該告示に係る新設届出又は変更届出及び同条第2項に規定する書面の内容について、持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見及びその理由を述べることができる。

3 前2項の意見は、新設届出又は変更届出に係る立地市町村の長及び住民等にあつては第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項を、新設届出又は変更届出に係る隣接市町村及び準隣接市町村の長及び住民等にあつては第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を勘案したものでなければならない。

- (1) 新設届出又は変更届出の内容の特定大規模集客施設立地誘導指針及び県の土地利用関係計画に対する適合性
- (2) 新設届出又は変更届出の内容のこれらの届出に係る立地市町村の土地利用関係計画に対する適合性
- (3) 特定大規模集客施設の新設又は変更届出に係る変更が新設届出又は変更届出に係る隣接市町村又は準隣接市町村の土地利用関係計画の実現に与える著しい影響の有無及びその内容
- (4) 新設予定地の周辺の交通機関の状況並びに関係市町村の庁舎及び当該関係市町村の主要な駅から特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況
- (5) 特定大規模集客施設の新設又は変更届出に係る変更に伴って予測される新たな社会資本の整備の内容
- (6) 地域貢献活動に係る計画の概要

4 知事は、第1項又は第2項の意見が述べられたときは、第5条第4項の告示の日の翌日から起算して2月を経過した日以後、速やかに、規則で定めるところにより、これらの意見の概要を告示するとともに、当該意見を当該告示の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 知事は、前項の告示をしたときは、速やかに、第1項及び第2項の意見を新設届出者等に通知するものとする。

(知事の意見)

第10条 知事は、前条第4項の告示の日の翌日から起算して3月を経過する日又は新設届出のあった日(変更届出をした場合にあつては、当該変更届出のあった日)の翌日から起算して6月を経過する日のいずれか早い日までに、同条第1項及び第2項の意見(同条第3項第6号に掲げる事項に関するものを除く。)に配意し、同条第3項第1号から第5号までに掲げる事項を勘案して、新設届出者等に対し、当該告示に係る新設届出又は変更届出及び第5条第2項に規定する書面の内容について、持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見を有する場合には当該意見及びその理由を述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により意見及びその理由を述べようとするときは、あらかじめ、岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、規則で定めるところにより、第1項の規定により意見及びその理由を述べた場合にあつては当該意見の概要を、同項の規定により意見を有しない旨を通知した場合にあつてはその旨を、速やかに告示するとともに、当該意見及びその理由又は当該通知を当該告示の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 4 新設届出者等は、第1項の規定により知事が意見及びその理由を述べたときは、規則で定めるところにより、当該意見についての当該新設届出者等の見解及びその理由を知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を告示するとともに、当該報告を当該告示の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

(勧告及び公表)

- 第11条 知事は、前条第4項の規定による報告について、その内容が同条第1項の規定により知事が述べた意見を適正に反映していないと認める場合において、当該特定大規模集客施設の新設又は変更届出に係る変更が持続可能なまちづくりに著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その報告を受けた日の翌日から起算して2月以内に、新設届出者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かななければならない。
 - 3 知事は、第1項の規定による勧告をしないこととしたときは、新設届出者等に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。
 - 4 知事は、第1項の規定による勧告をした場合にあってはその旨その他規則で定める事項を、前項の規定による通知をした場合にあってはその旨を、速やかに告示するものとする。
 - 5 第1項の規定による勧告を受けた者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該勧告に従い講じ、若しくは講じようとする措置又は当該勧告に従わない旨及びその理由を知事に報告しなければならない。
 - 6 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を告示するとともに、当該報告を当該告示の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 7 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったとき又は第5項の規定による報告をしなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
 - 8 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、第1項の規定による勧告を受けた者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(工事着手の制限)

- 第12条 新設届出者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日以後でなければ、当該新設届出又は当該変更届出に係る特定大規模集客施設の新設又は変更届出に係る変更に係る工事に着手してはならない。

(1) 第10条第1項の規定により知事が意見を有しない旨を通知した場合 当該通知の日

(2) 第10条第1項の規定により知事が意見を述べた場合であって、前条第1項の規定により知事が勧告したとき 当該勧告の日

(3) 第10条第1項の規定により知事が意見を述べた場合であって、前条第3項の規定により知事が勧告しない旨を通知したとき 当該通知の日

2 知事は、新設届出者等が前項の規定に違反して同項の工事に着手したときは、当該新設届出者等に対し、当該工事を中止すべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、第2項の規定による勧告を受けた者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第3節 地域貢献活動計画の提出等

(地域貢献活動計画)

第13条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日までに、規則で定めるところにより、当該各号に定める日の属する事業年度に係る地域貢献活動の計画（以下「地域貢献活動計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

(1) 新設届出者等又は第5条第6項第1号若しくは第2号の規定に該当する特定大規模集客施設の新設をする者（次号に掲げる者を除く。） 当該特定大規模集客施設において営業を開始する日

(2) 床面積等変更により特定大規模集客施設とする者 当該特定大規模集客施設とする日

2 知事は、前項の規定により地域貢献活動計画が提出されたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(新設届出者等が配慮すべき事項)

第14条 新設届出者等は、地域貢献活動計画の作成に当たっては、第5条第2項第4号に掲げる事項に関する第8条第5項の意見及び第9条第5項の規定により通知された意見に配慮するものとする。

(実施状況の報告等)

第15条 第13条第1項各号に掲げる者は、規則で定めるところにより、毎事業年度（同項に規定する事業年度を除く。）、当該事業年度の前事業年度に係る地域貢献活動の実施の状況を知事に報告しなければならない。

2 第13条第1項各号に掲げる者は、規則で定めるところにより、各事業年度に係る地域貢献活動計画を知事に提出しなければならない。この場合において、当該地域貢献活動計画の提出は、事業年度ごとに行わなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定により報告された地域貢献活動の実施の状況及び前項の規定により提出された地域貢献活動計画について、規則で定めるところにより、速やかに、公表するものとする。

第3章 岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会

(設置)

第16条 広域的な見地による特定大規模集客施設の適切な地域への立地の誘導に関し調査審議するため、知事の諮問機関として岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、この条例の実施に関し知事に意見を述べることができる。

(組織)

第17条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第20条 審議会の庶務は、商工労働観光部において処理する。

(会長への委任)

第21条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(報告の徴収)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、新設届出者等に対して報告を求めることができる。

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

第5章 罰則

第24条 第5条第1項又は第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第1章、第2章第1節及び第3章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第5条第3項に規定する法令の規定による確認若しくは許可に係る申請又は届出が行われた特定大規模集客施設の新設については、同条第1項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に特定大規模集客施設を設置している者（当該者を変更した場合にあっては、変更後の者。以下同じ。）及び前項に規定する特定大規模集客施設の新設をする者（当該者を変更した場合にあっては、変更後の者。以下同じ。）は、この条例の施行の日以後にこれらの特定大規模集客施設について第5条第1項第5号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その旨並びに同項第1号から第4号まで、第6号から第8号まで及び第10号に掲げる事項を知事に書面により届け出なければならない。ただし、当該これらの特定大規模集客施設が同条第6項各号のいずれかに係るものである場合は、この限りでない。

4 前項の規定による変更に係る事項の届出は、変更届出とみなす。

5 附則第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

7 この条例の施行の際現に特定大規模集客施設を設置している者（国、地方公共団体その他規則で定める団体以外の者に限る。）は、この条例の施行の日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、この条例の施行の日の属する事業年度に係る地域貢献活動計画を作成し、知事に提出するよう努めなければならない。

8 附則第2項に規定する特定大規模集客施設の新設をする者（国、地方公共団体その他規則で定める団体以外の者に限る。）は、当該特定大規模集客施設において営業を開始

する日までに、規則で定めるところにより、当該営業を開始する日の属する事業年度に係る地域貢献活動計画を作成し、知事に提出するよう努めなければならない。

- 9 知事は、前2項の規定により地域貢献活動計画が提出されたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。
- 10 附則第7項に規定する特定大規模集客施設を設置している者は、規則で定めるところにより、毎事業年度（この条例の施行の日の属する事業年度を除く。）、当該事業年度の前事業年度に係る地域貢献活動の実施の状況を知事に報告するよう努めなければならない。
- 11 附則第8項に規定する特定大規模集客施設の新設をする者は、規則で定めるところにより、毎事業年度（当該特定大規模集客施設において営業を開始する日の属する事業年度を除く。）、当該事業年度の前事業年度に係る地域貢献活動の実施の状況を知事に報告するよう努めなければならない。
- 12 前2項に規定する者は、規則で定めるところにより、各事業年度に係る地域貢献活動計画を知事に提出するよう努めなければならない。
- 13 知事は、附則第10項又は附則第11項の規定により報告された地域貢献活動の実施の状況及び前項の規定により提出された地域貢献活動計画について、規則で定めるところにより、速やかに、公表するものとする。

（検討）

- 14 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成22年3月29日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

盛岡市	宮古市	大船渡市	花巻市	北上市	久慈市	遠野市	一関市	釜石市
二戸市	奥州市							

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例施行規則（平成20年岩手県規則第46号）

（趣旨）

第1条 この規則は、特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（一の建物又は一群の建物）

第2条 条例第2条第1号の一の建物又は一群の建物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1） 屋根、柱又は壁を共通にする建物
- （2） 通路によって接続され、機能が一体となっている2以上の建物
- （3） 前号に掲げる建物のほか、2以上の建物が駐車場、私道その他の施設を共用する等一体的な利用に供される場合（当該2以上の建物が公共の用に供される道路で幅員9メートル以上のもの（幅員2メートル以上の歩道が設けられているものに限る。）によって隔てられている場合を除く。）における当該2以上の建物

（土地利用に関する構想、計画又は方針）

第3条 条例第2条第5号カの規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画及び同法第10条の5に規定する市町村森林整備計画とする。

（特定大規模集客施設立地誘導指針の公表）

第4条 条例第4条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定大規模集客施設立地誘導指針の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

（特定大規模集客施設新設届出書）

第5条 条例第5条第1項の規定による届出は、別に定める様式による特定大規模集客施設新設届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- （1） 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- （2） 新設予定地（条例第2条第6号の新設予定地をいう。以下同じ。）の周辺の市町村の位置を明らかにした地図
- （3） 新設予定地及びその周辺の土地の利用の現況を明らかにした地図
- （4） 特定大規模集客施設（条例第2条第2号に規定する特定大規模集客施設をいう。以下同じ。）の新設に係る敷地、建物及び第7条に規定する施設の位置を明らかにした地図
- （5） 特定大規模集客施設の新設に係る建物内で集客施設（条例第2条第1号に規定する集客施設をいう。以下同じ。）の用途に供される部分の配置及び床面積（条例第2条第2号に規定する床面積をいう。以下同じ。）を明らかにした図面
- （6） 集客予定区域（条例第5条第1項第10号に規定する集客予定区域をいう。以下同じ。）を明らかにした地図

(軽微な床面積等変更)

第6条 条例第5条第1項の規則で定める軽微な変更は、当該変更後の特定大規模集客施設の床面積の合計が7,200平方メートル以下となり、かつ、当該変更により増加させる床面積が6,000平方メートル以下となるものとする。

(附属施設)

第7条 条例第5条第1項第3号の規則で定める施設は、駐車場及び駐輪場とする。

(新設の届出の添付書面)

第8条 条例第5条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 新設予定地の現況及び法令等による土地の利用の規制の状況
- (2) 特定大規模集客施設の棟数、階数及び駐車場収容台数
- (3) 特定大規模集客施設において行われる事業の種類
- (4) 集客施設以外の用途の概要

(新設の届出の告示)

第9条 条例第5条第4項(条例第6条第4項及び第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第5条第1項第1号から第9号までに掲げる事項
- (2) 条例第5条第1項第10号に掲げる事項のうち特定大規模集客施設の1日、1月又は1年当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域

(縦覧の場所)

第10条 条例第5条第4項、第8条第6項、第9条第4項、第10条第3項及び第5項並びに第11条第6項の規定により報告を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 県の庁舎その他の県の施設
- (2) 関係市町村(条例第8条第4項の関係市町村をいう。以下同じ。)の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設

(新設の届出を要しない団体)

第11条 条例第5条第6項第3号並びに附則第7項及び第8項の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (2) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人
- (3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(特定大規模集客施設の変更等の届出書)

第12条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 条例第6条第1項の規定による届出 別に定める様式による特定大規模集客施設重要変更届出書

(2) 条例第6条第2項の規定による届出 別に定める様式による特定大規模集客施設軽微変更届出書

(3) 条例第6条第3項の規定による届出 別に定める様式による特定大規模集客施設新設等廃止届出書

2 前項第1号及び第2号の届出書には、第5条第2項各号に掲げる書類又は図面のうち変更のあった事項に関する書類又は図面を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第13条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 特定大規模集客施設の床面積を減少させるもの（当該減少させた後の特定大規模集客施設の床面積が6,000平方メートル以下となるものを除く。）

(2) 特定大規模集客施設の床面積を増加させるものであって、当該増加させた後の特定大規模集客施設の床面積の合計が次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定めるもの

ア 条例第5条第1項の規定による届出（同項の軽微な床面積等変更（以下「軽微な床面積等変更」という。）に係るものを除く。以下「一般新設届出」という。）をしている場合であって、条例第6条第1項の規定による届出をしていないとき 一般新設届出に係る床面積の合計に100分の20を乗じて得た面積又は6,000平方メートルのいずれか小さい面積を、当該一般新設届出に係る床面積の合計に加えた面積以下のもの

イ 軽微な床面積等変更に係る届出をしている場合であって、条例第6条第1項の規定による届出をしていないとき 当該増加させた後の特定大規模集客施設の床面積の合計が7,200平方メートル以下であり、かつ、当該増加させた床面積に当該軽微な床面積等変更に係る届出により増加させた床面積を加えたものが6,000平方メートル以下のもの

ウ 条例第6条第1項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積を増加させた後の特定大規模集客施設の床面積（以下「変更届出後の特定大規模集客施設の床面積」という。）の合計に100分の20を乗じて得た面積又は6,000平方メートルのいずれか小さい面積を、当該変更届出後の特定大規模集客施設の床面積の合計に加えた面積以下のもの

(準隣接市町村指定申請書)

第14条 条例第7条第1項の規定による申請は、別に定める様式による準隣接市町村指定申請書により行わなければならない。

(説明会の開催)

第15条 条例第8条第1項に規定する説明会（以下「説明会」という。）は、関係市町村の住民等（条例第9条第2項に規定する関係市町村の住民等をいう。以下同じ。）を対象に開催するものとする。

2 条例第8条第3項の規定による公告（以下「公告」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 新設届出者等（条例第7条第5項の新設届出者等をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定大規模集客施設の名称
- (3) 新設予定地の所在地
- (4) 当該公告に係る関係市町村の名称
- (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所

3 前項の公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
（説明会開催結果報告書）

第16条 条例第8条第5項の規定による報告は、別に定める様式による説明会開催結果報告書により行わなければならない。

2 前項の説明会開催結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公告の写し
- (2) 説明会において配布した資料
（新設届出意見書等）

第17条 知事は、条例第9条第1項の規定により関係市町村の長の持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見及びその理由を聴くときは、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める意見書を送付するものとする。

- (1) 条例第5条第1項の規定による届出 別に定める様式による新設届出意見書
- (2) 条例第6条第1項の規定による届出 別に定める様式による重要変更届出意見書
（新設届出住民等意見書等）

第18条 条例第9条第2項の規定による関係市町村の住民等の持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見及びその理由は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める意見書の提出により、これを述べるものとする。

- (1) 条例第5条第1項の規定による届出 別に定める様式による新設届出住民等意見書
- (2) 条例第6条第1項の規定による届出 別に定める様式による重要変更届出住民等意見書
（見解等報告書）

第19条 条例第10条第4項の規定による知事の意見に係る新設届出者等の見解及びその理由の報告は、別に定める様式による見解等報告書により行わなければならない。

（勧告の告示）

第20条 条例第11条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 新設予定地の所在地
- (3) 条例第11条第1項の規定による勧告の内容

(勧告対応報告書)

第21条 条例第11条第1項の規定による知事の勧告に従い講じ若しくは講じようとする措置又は当該勧告に従わない旨及びその理由の同条第5項の規定による報告は、別に定める様式による勧告対応報告書により行わなければならない。

(公表)

第22条 条例第11条第7項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 条例第11条第1項の規定による勧告に従わない者又は同条第5項の規定による報告をしなかった者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 条例第11条第1項の規定による勧告の内容

2 前項の公表は、岩手県報への登載、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(意見陳述書)

第23条 条例第11条第1項の規定による勧告を受けた者が、同条第8項の規定により意見を述べるときは、別に定める様式による意見陳述書によるものとする。

(工事中止勧告の公表)

第24条 条例第12条第3項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 条例第12条第2項の規定による勧告に従わない者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 条例第12条第2項の規定による勧告の内容

2 前項の公表は、岩手県報への登載、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(工事中止勧告意見陳述書)

第25条 条例第12条第2項の規定による工事中止の勧告を受けた者が、同条第4項の規定により意見を述べるときは、別に定める様式による工事中止勧告意見陳述書によるものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭その他の方法により述べることができる。

(地域貢献活動計画書)

第26条 条例第13条第1項及び第15条第2項並びに附則第7項、第8項及び第12項の規定による提出は、別に定める様式による地域貢献活動計画書により行うものとする。

(公表の方法)

第27条 条例第13条第2項及び第15条第3項並びに附則第9項及び第13項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(地域貢献活動実施状況報告書)

第28条 条例第15条第1項並びに附則第10項及び第11項の規定による提出は、別に定める様式による地域貢献活動実施状況報告書により行うものとする。

(報告の徴収)

第29条 条例第22条の規定により知事が新設届出者等に対し報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定大規模集客施設の床面積の合計に関する事項
- (2) 新設届出者等が特定大規模集客施設の新設又は条例第6条第1項の規定による届出に係る変更に係る工事に着手した日
- (3) 特定大規模集客施設において営業を開始する日又は床面積等変更(条例第2条第6号に規定する床面積等変更をいう。)により特定大規模集客施設とする日
- (4) 条例第5条第2項第4号の地域貢献活動に係る計画の概要、条例第13条第1項及び第15条第2項の規定による地域貢献活動計画並びに同条第1項の規定による地域貢献活動の実施の状況の報告に関する事項
(既存特定大規模集客施設等重要変更届出書)

第30条 条例附則第3項の規定による届出は、別に定める様式による既存特定大規模集客施設等重要変更届出書により行わなければならない。

(軽微な変更)

第31条 条例附則第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定大規模集客施設の床面積を減少させるもの(当該減少させた後の特定大規模集客施設の床面積が6,000平方メートル以下となるものを除く。)
- (2) 特定大規模集客施設の床面積を増加させるものであって、当該増加させた後の特定大規模集客施設の床面積の合計が次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定めるもの
 - ア 条例附則第3項の規定による届出をしていない場合 この規則の施行の日(条例附則第2項に規定する特定大規模集客施設にあっては、当該特定大規模集客施設において営業を開始した日)における特定大規模集客施設の床面積の合計に100分の20を乗じて得た面積又は6,000平方メートルのいずれか小さい面積を、当該特定大規模集客施設の床面積の合計に加えた面積以下のもの
 - イ 条例附則第3項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積を増加させた後の特定大規模集客施設の床面積(以下「みなし変更届出後の特定大規模集客施設の床面積」という。)の合計に100分の20を乗じて得た面積又は6,000平方メートルのいずれか小さい面積を、当該みなし変更届出後の特定大規模集客施設の床面積の合計に加えた面積以下のもの

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

様式第 1

(表)

特定大規模集客施設新設（重要変更・軽微変更）届出書

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第 5 条第 1 項（第 6 条第 1 項・第 6 条第 2 項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

特定大規模集客施設の名称		
区 分	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途変更	
新設予定地の所在地及びその敷地面積	所 在 地	
	敷地面積	m ²
特定大規模集客施設の用途		
特定大規模集客施設の床面積の合計 (うち既存集客施設の床面積の合計)	特定大規模集客施設の床面積の合計	m ²
	うち既存集客施設の床面積の合計	m ²
特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積	m ²	
新設予定地の用途地域		
新設予定地の開発行為の着手予定日	年	月 日
特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築、増築若しくは改築又は集客施設への用途の変更の着手予定日	年	月 日
特定大規模集客施設において営業を開始する予定日	年	月 日

(裏)

特定大規模集客施設の平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域並びに算出根拠	利用見込人数	年・月・日当たり 約 人
	集客予定区域	
	算出根拠	
新設予定地を選定した理由		

- 備考1 届出者の欄は、設置者が複数の場合は、連名で記載すること。
- 2 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積の欄は、特定大規模集客施設以外の施設を含む建物全体の延べ面積を記載すること。
- 3 集客予定区域の欄は、予定地域を示した図面を添付する方法で示すことができること。
- 4 算出根拠の欄は、別紙により示すことができること。
- 5 変更届出の場合は、変更後のものを記載し、その後に変更前のものを括弧内に記載すること。

様式第2

新設届出（重要変更届出）に係る添付書面

年 月 日

I 土地利用関係計画等に対する適合性等

1 新設届出（重要変更届出）の内容の特定大規模集客施設立地誘導指針及び県の土地利用関係計画に対する適合性	
〔土地利用関係計画の名称〕	<p>（適合に関する見解）</p> <p>（上記見解の理由）</p>
2 新設届出（重要変更届出）の内容の立地市町村の土地利用関係計画に対する適合性	
〔土地利用関係計画の名称〕	<p>（適合に関する見解）</p> <p>（上記見解の理由）</p>
3 特定大規模集客施設の新設（重要な変更）が集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）の土地利用関係計画の実現に与える影響の有無及びその内容	
〔集客予定区域の所在する市町村〕	<p>（影響に関する見解）</p> <p>（上記見解の理由）</p>

II 交通手段等の状況

新設予定地の周辺の交通機関の状況並びに集客予定区域の所在する市町村の庁舎及び当該市町村の主要な駅から特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況

(周辺の交通機関の状況)

(特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況)

III 地域貢献活動に係る計画の概要

1 地域貢献活動の基本的考え方

2 地域貢献活動の概要

活動項目	活動内容	備考

IV 新設予定地の利用状況

新設予定地の現況
法令等による土地の利用の規制の状況

V 特定大規模集客施設の概要

棟数	
階数	
駐車場収容台数	

VI 特定大規模集客施設において行われる事業の種類及び集客施設以外の用途の概要

No	集客施設の区分	事業の種類	備考
1			
2			

担当者	氏名		住所		電話	
-----	----	--	----	--	----	--

備考1 VI 特定大規模集客施設において行われる事業の種類及び集客施設以外の用途の概要の欄については、未定の場合は「未定」と記載すること。なお、備考の欄については、事業者名及び床面積を記載すること。

2 重要変更届出に係るものである場合は、変更後のものを記載し、その後に変更前のものを括弧内に記載すること。

様式第 3

特定大規模集客施設新設等廃止届出書

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

特定大規模集客施設の新設(重要な変更)を行わないこととしましたので、特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

特定大規模集客施設の名称	
届出年月日	
新設届出年月日	年 月 日
重要変更届出年月日	年 月 日
新設(重要な変更)をしないこととした理由	

様式第 4

準隣接市町村指定申請書

年 月 日

岩手県知事 様

市町村長



特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、下記の特
定大規模集客施設の新設届出（重要変更届出）に係る準隣接市町村の指定を申請します。

記

特定大規模集客施設の名称	
新設届出（重要変更届出）年月日	年 月 日
申請理由	

様式第 5

説明会開催結果報告書

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第 8 条第 5 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

特定大規模集客施設の名称		
新設届出（重要変更届出）年月日		年 月 日
開催日時		年 月 日 時 ～ 時
開催場所		
出席者数		人
説明者		職名 氏名
説明会開催の 公告	公告の方法	
	内容	
	公告した日	年 月 日
説明会で述べられた意見の概要と当該意見についての新設届出者等の見解		

担当者	氏名		住所		電話	
-----	----	--	----	--	----	--

備考 1 説明会開催の公告の内容の欄は、公告の写しを添付する方法で示すことができること。

2 公告の写し及び説明会において配布した資料を添付すること。

様式第 6

新設届出（重要変更届出）意見書

年 月 日

岩手県知事 様

市 町 村 長



特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第 9 条第 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

特定大規模集客施設の名称	
新設届出（重要変更届出）年月日	年 月 日
特定大規模集客施設の新設（重要な変更）に係る届出書の内容についての持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見及びその理由 （意見）	
（理由）	

備考 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第 9 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を勘案して記載すること。

様式第 7

新設届出（重要変更届出）住民等意見書

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第 9 条第 2 項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

特定大規模集客施設の名称	
新設届出（重要変更届出）年月日	年 月 日
特定大規模集客施設の新設（重要な変更）に係る届出書の内容についての持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見及びその理由 （意見）	
（理由）	

備考 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第 9 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を勘案して記載すること。

様式第 8

見解等報告書

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第 10 条第 4 項の規定により、 年
月 日付け 第 号で通知のあつた特定大規模集客施設の新設届出(重要変更届
出)に係る意見に対する見解について、下記のとおり報告します。

記

特定大規模集客施設の名称	
新設届出(重要変更届出)年月日	
県の意見についての見解及びその理由 (県の意見)	
(見解)	
(理由)	

備考 届出者欄は、設置者が複数の場合は連名で記載すること。

様式第 9

勧告対応報告書

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第 11 条第 5 項の規定により、 年
月 日付け 第 号による勧告への対応について、下記のとおり報告します。

記

特定大規模集客施設の名称	
新設届出（重要変更届出）年月日	
県の勧告への対応及びその理由 (県の勧告)	
(勧告への対応)	
(理由)	

備考 届出者欄は、設置者が複数の場合は連名で記載すること。

様式第10

意見陳述書

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第11条第8項の規定により、 年
月 日付け 第 号による通知について、下記のとおり意見を提出します。

記

特定大規模集客施設の名称	
新設届出（重要変更届出）年月日	
(勧告に従わない理由又は勧告対応報告書を提出しない理由)	

備考 届出者欄は、設置者が複数の場合は連名で記載すること。

様式第11

工事中止勧告意見陳述書

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第12条第4項の規定により、 年
月 日付け 第 号による勧告に係る公表について、下記のとおり意見を提出し
ます。

記

特定大規模集客施設の名称	
新設届出（重要変更届出）年月日	
（工事中止の勧告に従わない理由）	

備考 届出者欄は、設置者が複数の場合は連名で記載すること。

様式第12

地域貢献活動計画書（実施状況報告書）

年 月 日

岩手県知事

様

住所
氏名

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第13条第1項（第15条第1項、第15条第2項、附則第7項、附則第8項、附則第10項、附則第11項、附則第12項）の規定により、下記のとおり提出（報告）します。

記

特定大規模集客施設の名称	
計画期間（事業年度）	

[重点的に取り組むことが望ましい項目]

1 地域住民・地元商店街との共同活動の推進

項目	計 画		実施状況	
	時期	内容	参加者数	摘要
地域住民との交流活動				
地元商店街との共同活動				
地域住民・地元商店街との意見交換				

2 地元商品の調達への協力

計 画	実施状況	
地元商品調達率	地元商品調達率	摘要

3 地域の安定雇用への確保への協力

計 画	実施状況	
地元雇用率	地元雇用率	摘要
正規雇用率	正規雇用率	摘要

4 買物弱者対策の取組の推進

計 画	実施状況
項目	

5 防災・防犯対策の推進

項目	計 画		実施状況	
	内容	時期	参加者数	摘要
防災対策の推進				
防犯対策の推進				

[その他の項目]

計 画			実施状況	
項目				

地域貢献活動担当窓口（連絡窓口）

担当部署名		住所	
担当者名		電話番号	

様式第13

(表)

既存特定大規模集客施設等重要変更届出書

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例附則第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

特定大規模集客施設の名称		
区 分	新築・増築・改築・用途変更	
特定大規模集客施設の所在地及びその敷地面積	所 在 地	
	敷地面積	m ²
特定大規模集客施設の用途		
特定大規模集客施設の床面積の合計	変 更 後 の 床 面 積 の 合 計	m ²
	変 更 前 の 床 面 積 の 合 計	m ²
特定大規模集客施設の変更に係る建物の延べ面積	m ²	
用途地域		
開発行為の着手予定日	年 月 日	
特定大規模集客施設の変更に係る建物の新築、増築若しくは改築又は集客施設への用途の変更の着手予定日	年 月 日	

(裏)

特定大規模集客施設の平均的な利用者の 人数の見込み及び集客予定区域並びに算 出根拠	利用見込人数	年・月・日当たり 約 人
	集客予定区域	
	算出根拠	

備考1 届出者の欄は、設置者が複数の場合は、連名で記載すること。

2 算出根拠の欄は、別紙により示すことができること。

※ この届出書に添付する書面の様式は、80 ページから 82 ページを参照のこと。

お問い合わせ・提出窓口

本条例に基づく特定大規模集客施設の新設等の届出、地域貢献活動計画書及び地域貢献活動実施状況報告書の提出に関するお問い合わせ、提出（持参または郵送）窓口は、岩手県経営支援課までお願いします。

岩手県商工労働観光部経営支援課 （県庁2階）	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話 019-629-5544・5545 E-mail AE0002@pref.iwate.jp
---------------------------	--